

第八十四回 参議院商工委員会會議録第十六号

昭和五十三年五月二十五日(木曜日)
午後一時二十九分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

村田 秀三君

補欠選任

矢田部 理君

出席者は左のとおり。

委員長

楠 正俊君

理事

大谷藤之助君

福岡日出麿君

対馬 孝且君

安武 洋子君

委員

岩崎 純三君

下条進一郎君

中村 啓一君

長谷川 信君

前田 融男君

真鍋 賢二君

増岡 康治君

梅山 篤君

大塚 喬君

小柳 勇君

矢田部 理君

馬場 富君

峯山 昭範君

藤井 恒男君

楠沢 弘治君

國務大臣

外務大臣 園田 直君

政府委員

通商産業大臣

河本 敏夫君

外務省アジア局長

中江 要介君

外務省アジア局長

三宅 和助君

外務省条約局外務参事官

村田 良平君

水産庁次長

恩田 幸雄君

通商産業政務次官

平井 卓志君

通商産業大臣官房審議官

島田 春樹君

資源エネルギー庁長官

橋本 利一君

資源エネルギー庁石油部長

古田 徳昌君

事務局側

常任委員会専門員

町田 正利君

説明員

海上保安庁警備救難部警備第二課長

森 孝顯君

参考人

石油開発公団理事

江口 裕通君

本日の会議に付した案件

○委員派遣承認要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(第八十回国会内閣提出、第八十四回国会衆議院送付)

○委員長(楠正俊君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月十二日、村田秀三君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君が委員に選任されました。

○委員長(楠正俊君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案審査のため委員の派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(楠正俊君) 御異議ないと認め、さよう

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じ

ますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(楠正俊君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(楠正俊君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案の審査のため、本日参考人として石油開発公団の役員の出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(楠正俊君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(楠正俊君) 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○梅山篤君 最初に、竹島の問題について若干お伺いをします。

さきの本委員会でも竹島問題につきまして審議が行われたのは御案内のとおりです。ただ、率直に申し上げまして、どういふ事実関係になつていたのかも十分に明らかにされてない。あるいはそのときの対抗措置あるいはその後の政府のとりた措置についても十分納得できるだけの御答弁がありませんでした。したがって、重ねて竹島問題についてお伺いをします。

すでに新聞に報道されておりますように、この五月の九日の日に竹島周辺でわが日本漁船が韓国の軍艦から退去を命令された事件であります。それぞれ新聞を見ましても、各社の報道がまちまちでありますので、現状を正しく認識するつもりで、四月の三十日から五月の九日ないしは五月の十日前後までの竹島周辺におきます事件の内容、紛争の内容についてまずお伺いをいたします。

○政府委員(恩田幸雄君) 竹島周辺の漁場につきましては、主として操業しておりますのがイカ釣り漁業でございますが、これは三月、四月につきましては三十トン以上の船については禁漁期間に相なっておりますので、五月に入りましてから若干の船が竹島周辺の漁場に出漁した模様でございます。

五月の八日に至りまして、韓国の外務省から在韓日本大使館を通じて、七日の夕刻から日本

漁船二十数隻が竹島周辺二ないし三海里の水域内で停船ないし操業しているという事で抗議がございまして、その退去方を要請してきた次第でございます。これに對しまして日本側は、竹島が日本国の固有の領土であることを指摘いたしましたし、逆に抗議いたしましたわけでございます。

その詳細は後ほど外務省の方からお答えがあると思いますが、なお当時竹島周辺の水域につきましては、ちょうど対馬あるいは五島周辺で発生いたしましたイカの群が成長しながら竹島周辺に来ておった関係もございまして、ちょうどイカの好漁場となっておったわけでございます。大体境港、これは鳥取県でございますが、境港を中心にして、日本海各県の漁船が約百隻ほど竹島周辺でイカ釣りの操業を行っておったということでございます。で、五月八日の日に韓国の警備艇が同水域にあらわれまして、これらの操業しております日本漁船に對し、同島の領海外に退去するよう要求があつたわけでございます。その間わが國の漁船はいろいろその周辺で操業を続けるべきかどうか迷つたようでございますが、一応韓國側の指示に従ひまして、紛争を回避するために自主的に同島の十二海里外に出て操業しておつたわけでございまして、現在はいささか漁場が広がりまして隠岐島の北方あるいは韓陵島付近等に各漁船は分散して操業しておる次第でございます。

○磯山篤君 私、先ほど四月の三十日から五月の九日、十日前後というふうに申し上げたわけですが、いまも話がありましたように、五月の一日からイカ釣りができるわけです。御案内のとおり韓國側は四月の三十日から領海十二海里というものを實施をする、あるいは實施をしたということはずでに明らかであります。

そこでお尋ねをするわけですが、尖閣問題にしろあるいは竹島問題にしろ、いずれもきわめて長い期間紛争のあった問題であります。したがって、韓國が十二海里を宣言をして、具体的にどういふ措置に出てくるかはいろいろな想定ができたものと思うわけでありまして、現実に起きた事件という

のは、七日、八日、九日、十日前後でありますけれども、領海問題が発生しましたのは先月の三十日でございます。したがって、当然紛争地域におきます漁業の安全操業につきましては、國としても十分にあらかじめ対応措置をとっておくのが当然の措置だと思つております。この点について具体的にどういふ態度を外務省は決められて、あるいは竹島周辺に出漁しようとしている県あるいは漁業協同組合についてどういふ指示をされておったのか。具体的ににお尋ねしたいと思つております。

○政府委員(中江要介君) 外務省として、韓國が十二海里の領海擴張を行うという事については事前から十分情報もつておりましたし、韓國側と本件について話し合う機会は何回もあつたわけでございます。御承知のように、日本の方は昨年の七月に十二海里の領海擴張をやつたわけでございます。そのときにいろいろ御質問にお答えして、日本政府としてこの領海十二海里というのは、日本のあらゆる領土の領海が十二海里になる。竹島が日本の固有の領土であるから、日本の領海は竹島周辺にも十二海里設定されるというその基本的な立場は、これは譲るわけにまいらないという事を申しておるわけでございますが、韓國が今度十二海里を實施するという事で、果たしてその十二海里がいま不法に占拠しております竹島の周辺にも十二海里を實施的に設置するのかどうかというのは、先生も御質問になりましたように、私もにとつても重要な関心事であつたわけですが、その点につきまして、外務省として二つのことに注意をいたしました。

一つは、この韓國の十二海里法案でこの十二海里の領海が設定される領域に竹島、向こうで言えば独島という地域が明示的に入っているかどうかという点でございます。これは法制上の問題としてこれに関心を払つて見ておりましたわけですが、先方の十二海里の領海法及びその施行規則の中で独島という固有の地名で明示されて、この十二海里設定の領域の中に竹島が明示されていないということがはつきりいたしました。

そこで、その次に問題は、この竹島周辺に限りませず、いままで三海里であつた領海が十二海里になりますと、日韓漁業協定との関係もいろいろ出てくるわけでございまして、韓國が領海十二海里にするということ、現在まで国交正常化の際に締結された漁業協定に基づいて維持されておりました漁業秩序というものが、一影響を受けるのかどうかという点は、これは韓國側に十分意向を確かめました。そういたしましたところ、韓國政府の考え方は、領海十二海里の設定にかかわらず、いままで漁業協定のもとで確保されていた漁業操業秩序は引き続き維持すると、こういうことであつたわけですが、竹島周辺の漁業操業といふことも、双方の領土権の主張は主張といたしまして、漁業協定発効以来、平靜に双方の操業が行われていた、この平靜に行われていたことについては、いま水産庁の方からも御説明がございましたけれども、お互いにこの問題を領土権の問題として言挙げすることは、むしろ漁業操業秩序の維持、継続に害があるという認識が背後にあつたものだと思つてございまして、四月三十日に領海が十二海里に画定された後も、いままでの操業秩序が維持、継続されると、そういうふう

に認識しておつたわけでございます。それにしても領土権の争いがあるのであるから、竹島周辺についてどうするんだということを確かめるべきではないかという点につきましては、これは非常にむづかしいところでございまして、それを確かめるということは、先方の主張にある程度の意味を認めるようなことになつては、わが方の立場上害がある。したがつて、包括的な形で、あの水域を含めて日韓漁業協定の対象水域における漁業操業秩序というものは、いままでどおり維持する意向であるかという点を韓國に確かめて、それをその意向を確認しておつたと、これが外交上としておつた措置でございます。

先ほどおっしゃいましたように、四月三十日以降の推移の中で、いま水産庁の方から御説明のあ

りました操業の事態に即して、外務省として外交的に何が行われたかといふと、韓國側から竹島周辺の日本漁船の操業について抗議をしてきたときに、その場で直ちにわが方の古川公使が、その抗議はそっくりそのまま韓國側にお返しするということ、わが方は韓國側がそういう抗議をしたことについて、むしろ抗議をしたという事をまず口頭ではっきりいまして、あとは、前回にもこの委員会で御説明させていただきましたけれども、韓國側の日本漁船に對してとつたいろいろの措置の事実を即して、はっきりしたわが方の態度を先方に申し入れるということで、ただいまその準備をしている段階である、こういうことでございます。

○磯山篤君 それから、在韓の日本の大使館に對して韓國政府が、正式に、竹島周辺の漁船について出てももらいたい、出ない場合には排除するという通告があつたわけですね。それは八日ですか、七日の晩ですか。

○政府委員(中江要介君) 八日のことでございます。

○磯山篤君 それに引き続いて、この八日の通告というのは、単なる話し合い、通報というよりも、かなり韓國政府としては決意を持った通告だといふふうな受けとめるのが当然だと思つたわけですね。それを受け取つて、政府としては直ちにどういふ措置を韓國に對して、あるいは島根、鳥取付近を中心とする漁業協同組合などに対して行政指導、措置をされたのか、その点ももう一度明確にしてもらいたい。

○政府委員(中江要介君) 御質問の前段のところでございますが、八日に先方から申し入れてまいりましたのは、これは口頭で申し入れてきたわけですが、竹島周辺に日本の漁船が二十数隻が停船ないし操業しているという事は、これは領海侵犯であると言つて抗議をいたしました。それらの漁船の退去を申し入れてきた。これに對しまして、先ほど申し上げましたように韓國におりますわが方の古川公使から、竹島が歴史的にも國際法上も

日本の領土であることは再三にわたり韓国政府に伝えてあるとおりである。したがって日本の領土たる竹島周辺に日本漁船が存在しても何ら不思議はない。韓国側が抗議するという点に對しては、竹島が日本固有の領土であることを改めて指摘して逆に抗議したいと、こういうふうな口頭で応酬しております。

これを受けまして、その後実際に即してどういう措置をとるかという点は、先ほど申し上げましたように検討中でございますが、漁船との関係で、あるいは漁業操業との関係でどういう措置がとられたかという点は、これは水産庁の方で御説明があるかと思ひます。

○政府委員(恩田幸雄君) 私どもは漁船からの通報を受けまして、直ちにあの辺を管轄いたしております香住にございます水産事務所の所長を現地に派遣いたしまして、情報の収拾に努めたわけでございます。と申しますのは、各漁船からの情報は全部漁業無線局に集中しておりますので、とりあえず情報の確保のために所長を派遣いたしました。その情報を即刻こちらに入れたわけでございまして、それと同時に、漁船に対してはトランプルの起きないよう、十分慎重に操業するよう、とりあえず現地で指導をいたしております。

○磯山篤君 水産庁の方に伺いますが、先ほど漁船みずからが自主的に退去したというふうに公式に言われております。しかし現地の方々の意見を総合いたしますと、水産庁の意向を受けてまあそれ退去をしたと、退去を始めたという情報もあるわけですが、これは水産庁、言いかえてみれば、政府の指示で日本漁船は退去をしたというふうな受け取ることもまあ当然ではないか。当然ではないかというよりも、そういうふうな韓国側は見ているのではないかと、そういうふうに思ふわけですが、その自主的に、あるいは政府の指導によって退去をしたという点を韓国側の立場から言えれば、当然韓国が実施をした領海十二海里というものの支配的な影響が、日本漁船の自主的な、あるいは政府の指導によって退去をしたというふうな

解釈されてもこれはしようがないと思ふんですね。これは非常に大事な問題ですから、本間に自主的であるのか、あるいは政府の係官の指示に基づいて退去したのか、あるいはその退去する場合に、韓国側に対して退去する日本側の姿勢について通告などをしたかどうか、そういう点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(恩田幸雄君) 私どもは、基本的には竹島は日本の領土だと信じておるわけでございまして、当然その周辺十二海里内はわが国の領海であるというふうな認識いたしております。したがって、私どもといたしましては、そこから政府の、少なくとも水産庁という役所の立場で退去しろということをは言えることではございません。また絶対そういうことは言っておりません。

ただ、やはり不祥の事故が起きますといけませんので、その点については各船が十分注意して操業するようにというところは、一応関係の組合を通じて伝えてはございます。あくまでもその段階でございまして、決して退去しろとかいうようなことも申したことはございせんし、また現地ではそういう不祥事件は現実には船のありました期間については起きていないわけでございます。

○磯山篤君 その点さらにお尋ねをしますけれども、その前に海上保安庁にお伺いをします。

通常、海上保安庁第八管区の竹島周辺におきまして巡視船というのは定期的にとこの地域をこの地域というの、日本寄りの方でなくて韓国寄りの方の緯度をちょっと示してもらいたいと思ふんです。定期的に北緯何度から東経何度までの間を常に巡視をしているのか、あるいは巡視をしてないのか、通常の状態をまず最初に明らかにしてください。

○説明員(森孝顯君) 海上保安庁におきましては、日本海につきましては日本漁船の海難救助あるいは日本漁船の保護というような見地から、海難の発生状況あるいはまた漁船の操業の実情、そういういろいろな関係を考慮いたしまして一般的な前進哨戒を行っておるわけでございますが、先

生御指摘のように、何度から何度というふうな決め方はしてありませんで、一応、第八管区海上保安本部、これは舞鶴にございます。それから第九管区海上保安本部、新潟にございます。それから第二管区海上保安本部、これは横濱にございます。これら三管区が各所属船艇を合同いたしまして輪番制で巡視船をパトロールしておるという状況でございます。

○磯山篤君 これは固有の領土問題とのかかわり合いがありますから、船舶日誌を見れば明らかでありますけれども、たとえば日本が十二海里を宣言したときには、当然巡視船も巡視をしていたと思ふんですね。それから今回この事件が起きた後、どこかの地点まで行ったかについて後ほど伺いをしますけれども、通常、この第八管区が行う巡視の範囲というのは、こういう問題が起きますと非常に大事であります。もし、この地図で大体この付近を、東経何度ぐらいから何度ぐらいます、北緯何度から何度ぐらいますでがいゆるゆる巡視の守備範囲である、それも巡視をしているということが明らかであればその点を明らかにしたい。

○説明員(森孝顯君) その図の上でちょっと御説明申し上げます。

第八管区海上保安本部の管轄区域は能登半島の西方あたりから山口県と島根県の境界水域まで、一応管轄区域の沖合い監視という表現になっております。これは海上保安庁法上なっておりますわけでありまして、ただし、先生御指摘のよう何マイルまでやるというふうなことは一切指示いたしておりませんで、これは第八管区海上保安本部部長の責任において、管内における海難の発生等ございまして、距離を問わずに出動いたすわけでございます。一般的に哨戒をやる場合は、先ほど申し上げましたが、この海域における海難の状況あるいは漁船の操業の実態等にございまして、必ずしも一定でパトロールするわけではございませんで、状況に応じてパトロールしておるわけでございます。

○磯山篤君 これは過去にさかのぼるわけですが、対馬からかつて李承晩ラインというのがございまして、引かれておったわけですね。ここで争いがあつたことは当然であります。そして漁業協定に基づいて共同規制区域というのはこういうふうなふうななっているわけですね。その中間に竹島があるわけですが、したがって、こゝで本間に明らかにしてもらいたいのは、第八管区の巡視船が実際に山口から舞鶴のこの韓国側の水域のどの辺まで実際に巡視をしているのか、あるいは必要によつては漁船の安全操業に十分に対応するという意味で、この筋まで巡視船が常に巡視をしているか。このことは、もし私の調べが間違つておればそれは訂正しますけれども、この竹島かつての李承晩ラインの中間ぐらいて済ましておつたのではないかと、うかがうことが出来るわけですね。もしそれがそうでないということで、航海日誌があるならば具体的に示していただいて、従来から日本がこれは固有の領土である、あるいはわが国の十二海里であるというものを具体的に証明するためには、一つの方法として巡視船が常に巡航しているということが証明になるわけですね。そういう意味では私はお尋ねしたわけですが、いままの海上保安庁の答弁では十分にそれに答えてない、その点もう一遍明らかにしてもらいたい。

○説明員(森孝顯君) この竹島問題に關しましては、私どもは外交経路を通じて平和的な解決を図るべきであるという基本方針ののっとりまして対処してきたわけでございまして、先ほどのように日本海につきましては一般的な哨戒を行っておりますが、竹島周辺の海域につきましては外務省の要請によりまして巡視船により調査を行い、その結果をその都度外務省に通報している状況でございます。

○磯山篤君 さてそこで、五月の九日、十日、第八管区巡視船はどこでパトロールをされておつたんですか。言いかえてみれば、この事件が発生をしたとき、あるいは発生直後この地域を、どこの海域を巡視をされておつたんですか。

○説明員(森孝顯君) 私ども情報を入手いたしました速やかに、これは第八管区海上保安本部の部長の指揮下において運用したわけでございますが、そのうちの一部の船艇を、福島県北の海域に前進哨戒せしめるということで、逐次警戒体制を整えてきておるわけでございます。

○磯山篤君 もっと明確にお答えをいただきたいのは、この竹島周辺の近くまでどの巡視船が、言いかえてみれば何海里のところに巡視船が出向いて安全操業に対応したかということをお伺いをしていくわけです。いまあなたの説明でいきますと、この周辺までは行っている、しかし大切なこの近辺、この周辺には出向いていないというふうな聞こえるわけですが、そのとおりでいいですか。

○説明員(森孝顯君) 私ども、巡視船を先ほど申し上げましたように西郷に緊急配備しました後、竹島の周辺二、三十海里付近まで進出いたさせまして、これは八管区本部の状況判断によって進出をさせたわけでございます。そういったところでいわゆる配備されたということでございます。

○磯山篤君 先ほどの水産庁の御答弁で慎重にというお話がありました。まあそれも一つの方法だと思えますけれども、過去のいきさつから考えてみて、この領海十二海里を双方明らかにした上、まあ率直に言えば最初の衝突事件ではないか、大きな衝突事件ではないかというふうに思うわけです。

○政府委員(恩田幸雄君) 水産庁といたしまして、そこでもう一回水産庁にお伺いするわけですが、あるいは海上保安庁にお伺いするわけですが、それだけの省が積極的に竹島周辺の安全操業について対処するためにどういう措置をとられ、それに對して外務省その他の政府機関全体を含めて、具体的に水産庁なり海上保安庁が行おうとした措置に對してどういうふうな指導なり規制なり、何らかが行われたか、その点もひとつ明らかにしたいと思います。

は、あくまでも同島の周辺水域におきます操業が安全に行われ得ることが問題でございますので、それが確保できるように外務省に對して御依頼をするともに、各関係省庁ともいろいろな努力しているわけでございます。

○磯山篤君 私の調べた範囲で言うと、最終的に海上保安庁なり水産庁、それぞれ十分連絡をとりながら措置されたことはよく承知しますが、やはり外務省の意向、指示というものが、結果的に水産庁なり海上保安庁の行動を規制をした、あるいは現実にはイカ釣り漁船が、自主的にと言われているわけですが、六海里以外の地域に退去した、こういうふうな受け取っているわけですが、外務省は具体的にどういう御指示をなされたんですか、どうもはっきりしないんですね。

○政府委員(中江要介君) 外務省が特に指示をしなければならぬということはないかと思ふんです。といいますのは、先ほど御紹介いたしましたように、わが方のソウルの出先の公使もその場ではつきり韓国側に、日本側の韓国側に対する抗議というものをしておるわけでございますので、日本政府としては、この竹島が日本固有の領土であるという立場を害するようなことをするわけにはまいらない、してはならないという方針はかねがね堅持しておるところでございますので、この現象として起きた問題の解決のためにその原則を曲げるということとは、これは相許されないのである。したがって、御相談を受けましても、日本が日本の漁船の安全操業を確保するために必要とあるという措置は、これはとっていただくことに何の遠慮も要らない、むしろそのことについて韓国側の実効——日本から見ますと不法な、十一年以上統一しております支配を前提とするような、それを認めるような措置、これは日本政府としてはとるべきでないということは申し上げておるわけでございます。日本漁船の安全操業の確保という、その目的のために必要な措置はとっていただいて何ら問題がない。

そして、これが領土問題にまでさかのぼってまいりますと、これは一九六五年の正常化のときの紛争解決に関する交換公文を出したときの経緯から見ても、日本といたしましてはこれは国際紛争であるという認識でありましたので、この紛争は平和的に解決する努力をする、したがって、これを力で解決するという道はとれない、この一線は他方守らなければならぬ、こういうことでございます。

○磯山篤君 この事件が起きた直後、具体的に言いますと今月の多分十六、十七日、会期延長が成るか成らないかという時点だと思いますが、現地から漁業協同組合の代表が政府関係機関にいろいろな要請行動があったと思います。まあ大きな項目で結構ですから、外務省なりあるいは海上保安庁、水産庁に對してそれぞれどういう申し入れがあった、それに対してどういうふうな現地の漁業協同組合の役員、あるいは組合員に回答されたのか。あるいはそれで納得をされて帰られたのか、その点大づかみで結構ですからお伺いしたいと思います。

○政府委員(中江要介君) まず外務省の方から申し上げますと、東京にお見えいただきました漁業関係の方々、御主張というのは共通しております。日本が政府がいづも言っておるように竹島が日本の固有の領土であるならば、その周辺で自分たちが操業することに韓国側からいろいろ言われるというのは筋違いではないかと、したがって、自分たちの操業が安全に継続できるように強力に外交的な措置をとってもらいたい、こういうことに尽きるかと思ひます。

私どもは先ほど申し上げましたように、政府としては、竹島が固有の領土であるという立場は、紛争にならざるを得ないわけであるので、これを力で解決するということにまいらないので、粘り強く話し合いによる解決の努力はしているが、その解決を見るまでの間であつても日本の漁船の操業が不当に妨げられるということはこれははなはだ遺憾なことであるので、その操業をいかにして安全

に確保していくかということについては、関係の水産庁あるいは海上保安庁とも十分協議してそのべき措置を相談してまいりたいと、こういうふうに対応してまいったわけでございます。

○政府委員(恩田幸雄君) 私ども、今月の十二日に特に沖合漁業課長を境港に派遣いたしました、皆様方といろいろなお話し合いをさせ、その後、先生御指摘のような漁業関係者の陳情が、東京まで陳情者の方々がおいでになったわけでございます。

その要点を申し上げますと、三つございます。一つは、漁業者に對して竹島周辺の漁場の安全操業を確保してほしいということが一点。それから第二点目は、竹島周辺水域から締め出されたことによるわが国漁船の経済的損失について、救済措置を講じてほしいという問題。それから第三点目が、巡視船を派遣してわが国漁船の保護に当たってほしいと、こういうような三点の要望でございます。

これに對しまして私どもは、ただいま外務省からおつしやつたと同じように、第一番目の問題につきましては、外務省その他関係諸官庁と協力してそれぞれ努力しているのでもう少し待つてほしいというお話と、それから経済的損失につきましては、何分にもイカ釣りの漁期が始まったばかりでございますので、これから魚群は樺太西岸の方まで北上いたします、それからさらに南下してまいります関係がございまして、それらの全漁期を通じて漁獲の状況がどうであつたか、それから、その経営に及ぼす影響等を勘案して検討をいたしたいと。ただいまの段階では何も申し上げられないので、もう少しその様子を見てからにしてほしいということをお願い申し上げます。

○説明員(森孝顯君) 先ほど水産庁の次長から御発言がありましたように、私どもの方にも同時に関係県の漁業関係の方々あるいは県議会の方々が陳情においでになりまして、その中身といたしましては、やはり巡視船の前進配備ということを強く要望されたわけでございます。

これに對しましては私も、先ほど先生にお答えいたしましたとおり、基本的にはこの問題は外交経路を通じて解決すべき問題である、しかし海上保安庁としては、現場の第八管区海上保安本部において巡視船の緊急配備を行ひまして、福島の北方において哨戒態勢をとっております。なおまた巡視船の、現実に置かれております竹島の状況からいたしまして、まあこの対応につきましては慎重に、関係機関との連絡も密にしまして、状況の推移を見ながら慎重に対応していく考えであるというところをお答えした次第でございます。

○磯山篤君 これは外務省にお伺いするわけですが、その際に現地組合から、政府が十分に対応措置をとっていただけないとするならば、独自の行動をとりたいというお話があったと思ひますけれども、その点について現地と外務省との話し合いはどういう状況だったんですか。

○政府委員(中江要介君) 御質問の、独自の行動というこの意味がちょっとよくわからないのでございますけれども、陳情といひますか、いろいろ意見を申してこられました方々の御意見の概要は、先ほど私申し上げましたことに尽きておつたように思ひます。

○磯山篤君 その一つの例ですけれども、現地の漁業協同組合は十分に政府の措置を見守るにいたしましたけれども、生活がかかつて、したがって、できれば直接韓国に直訴したいと、こういう話があったと思うのですが、その点いかがですか。

○政府委員(中江要介君) そういう意向を實際に行うということも前提として、外務省に御相談をいただいたということはなかったと思うのですけれども、そういう動きがあるというところは仄聞しておりました。私も、先ほど水産庁の方でも御答弁になりましたけれども、確保しなければならぬことは安全操業であるわけでございますので、安全操業が確保されるためにどういう行動が一番ふさわしいかというところは、これは水産庁の方とよく御相談して決めていくという方針でございまして、まいりました。

○磯山篤君 現地の漁業協同組合の総会でいろいろな議論が行われた。その結果、代表が政府関係機関にいろいろな要請行動があった。いまお話がされたとおりです。ただ、一ついま私が指摘をいたしましたように、現地の漁民の立場から言へば、竹島が日本古来の領土であるという一つの問題は当然確認をするにしてみても、生活のかかつている安全操業の問題について、急速に問題を解決を図らなければならぬ。中でもいま指摘をされておりますように、イカがこの竹島から逐次北上をしていくわけですが、したがって時間が推移すればするほど漁獲高に影響してくる。こういうことがありますので、現地の組合員は非常に気持ちが急いでいることは当然であります。そういう立場の中で、総会としては、十分にわれわれの意見が聞かれないうとするならば、直接韓国に渡つて韓国政府との間に安全操業の問題について交渉したい、あるいは陳情したいという意見が圧倒的に出ておつたわけですが、またその点も十六日の、この間政府関係機関に要請行動があったときにその主張が述べられていたわけですが、これについて、現実に現地の漁業組合員の一時延期というところでございまして、そういうふうには私は理解をしております。が、そういう事実関係は間違ひありませんか。

○政府委員(中江要介君) 現地の漁業協同組合その他の動きは、これは所管の水産庁の方が正確に把握しておられると思ひますが、外務省は、先ほど先生御自身のお言葉にもございましたが、漁業関係者の強い要請にもかかわらず、日本政府が努力をしても明らかならざるに、こういうこともあり得べしというふうな考えでおられるというところは聞いておりましたが、日本政府として、この安全操業を確保するためにどういうことをするかというところの方が先決だということで水産庁の方で御検討いただいて、また外務省もいろいろ御相談に応じていくということで推移してまいりまして、その後事態が平準化してきているということもございまして——と思ひますが、いま何日に何人行くという話が日程に上つてきているとい

うふうにはまだ私も承知してない、こういうふうな外務省では把握しておるわけでございます。

○磯山篤君 これは非常に私は大切な問題だと思ひます。国と国との間の外交チャンネルで問題を解決しようと、そういうふうな政府はルールを考へておる。しかしちがひが明かなければ、直接民間団体が韓国政府を相手に交渉する、あるいは要請をするというところは例がないわけではありませぬけれども、異常な問題だと思ひます。これが核兵器の禁止というふうな民間の団体の国連に行く、あるいはアメリカなりソビエト政府に要請をするという話とはかなり趣を異にしている問題だと思ひます。勢い余つて仮に觀光ビザで韓国に渡つて、その代表が直接韓国の政府と本問題について協議なり交渉なりあるいはその形態によつては請願、陳情という形もあり得るわけですが、そういったと、政府が前から言つております外交チャンネルを通じて平和的に解決するという従来の方針から著しく筋が違つていくということを中心を考へるわけですが、懸念をするわけですが、したがって、その問題について現地の組合員からは、おれたちは一時延期をしたんだと、こういうふうな聞いているわけですが、かなり外務省なりその他政府機関との間に、韓国への直談判の問題についてお話があったと思ひますけれども、どうもいまの局長の話でいいますと、それほど重視はしていないような印象を受けるわけですが、日本の外交交渉あるいは後ほど申し上げますけれども、竹島の固有領土の確立という問題に当たつても、民間団体が韓国に直訴した場合に、どういふ答えが出るかというところは非常に懸念をされるわけですが、現地の組合員は一応先日の政府答弁で帰りましたけれども、しかし、これで納得したということではないと思ひます。

いま私が申し上げましたように、仮にそういう韓国に民間団体が直訴をする、最悪の場合には、安全操業のためにお願いというふうな形になると

するならば、これは大変な事態を招くものと思ひます。したがって、いまの問題について考へ方なり、あるいは現地の組合員は相当強硬にその問題について意見を述べているわけですから、十分に慎重な措置をとるべきだと思ひます。そのことについての考へ方をお伺いしておきます。

○政府委員(中江要介君) その点は、冒頭に本件について外務省の基本的な考へ方を申し上げました中に触れたつもりでございましたが、いまも先生も御指摘のように、日本の立場ははっきりしております。立場を弱めるような、あるいはその立場に反するような行動は、これは政府と言わすいかなる日本側もとることは好ましくないというところは、これは申すまでもないところでございまして、民間の方が非常に漁業の問題その他がありまして、焦燥感も手伝つていろいろ考へになられるお気持ちにはよく理解はできるわけですが、そのとらえられ行動が、本来の目的である安全操業の確保に本当に役立つ建設的なものであるかどうかという点については、いま御指摘の点も含めまして慎重に考へなければならぬという点は全く同感でございます。が、当時あるいは現在もそうですが、まず政府としてなすべきことはそういう漁民の方々の気持ちがおさまるような状況を竹島周辺にもたすこと、そのためにいろいろ工夫をし努力をしていくと、それでどういふふうな落ちつくかによつて、あるいはその次の措置、あるいは行動というものは考へられるかと思ひますが、現在のところはそういうところまでいっておりませんし、外務省は水産庁とも十分協議いたしましたので、竹島周辺の安全操業の確保、つまりあの周辺水域の状況が、事態が平準化していきつていくことを望んで、そのための努力を続けている、こういうことでございます。

○磯山篤君 さて、ここ一日、二日の間は平靜な状態であるというふうな聞かれます。この平靜というのには二通り私は意味がある。一つは、日本漁船が退去命令に応じて自主的に六海里ないし

十二海里の外に出ている、これが一つの平静な状態だと思ひます。それからもう一つは、四月三十日以前もあつたことなんですが、韓国の漁船も日本の漁船も、言はず語らずの間に仲よくやっていた、これも平静を保っているという状態だと思ひます。この二つのうち、現在の状況は、前者ですか、それとも後者の方になっているんですか。

○政府委員(恩田幸雄君) 私どもが現在掌握しているところによりますと、イカの漁場は相当広く広がらして、現在、竹島周辺におりますのが二十二隻、それから、そのほか八十杯ほどが大和堆周辺、それから九十五杯が隠岐島北部、それからさらに十三杯が豊後島北部、それから四杯が山口県の見島の北というふうに、きわめて漁場が分散しておるのが現状のように把握しております。

○磯山篤君 いや、私のお伺いをしているのは、分散して操業していることはよくわかつているわけですが、いづゆる竹島の六海里あるいは十二海里の外に出て日本漁船が操業しているから一応平静を保っているのか、それとも、四月三十日以前にもあつたことなんですけれども、韓国の漁船と日本の漁船がまああまうまくやっていたと見られるわけですが、これも一時平静というふうにあるわけですが、そのどちらの方の状況にいまあるんですか。

○政府委員(恩田幸雄君) 先ほど申し上げました竹島周辺におります二十二杯につきまして、この正確な位置が私どもつかめておりません。いわゆる漁区で報告が来ておりますので、それによりまして、十二マイルの内外であるという識別は若干困難でございますが、大体十二マイル線の周辺、あるいは三十マイルぐらい、四十マイル、その辺のところにいるように推定をいたしております。

○磯山篤君 外務大臣にお伺いをしますが、尖閣列島の周辺に中国の漁船がかなりあらわれたわけですね。この問題につきましては、マスコミも大きく取り上げ、あるいは国会でもいろいろな角度から議論がされた。これは日中平和条約を前にして当然十分に審議がされてしかるべきだと思ひま

す。しかし、竹島の問題というのは、少なくともあの島は日本固有の領土である、それと同時に領海十二海里の問題については、すでに日本側もさきに宣言をしておる。したがって、この竹島及び竹島周辺におきます日本と韓国の紛争というのは、きわめて重視しなければならぬものだらう。ところが、私が先ほどからお尋ねしておりますように尖閣列島の対中国の扱いと、竹島問題におきます対韓国の関係というのは、非常にアンバランスを感ずるわけでありまして、これはどういう原因でアンバランスを感じさせているのか、これは国民全体が懸念を持っている種だと思ひます。

外務大臣として、五月の九日、十日に起きた事件について本当に解決しようというかたい決意があるとするならば、もっと独立国らしい毅然たる態度を内外に明らかにすると同時に、対韓国に對しても十分に日本政府の態度を示していく、これも具体的な行動で示していくということが必要ではなかつたかと思ひますが、非常に竹島問題についての対応策は消極的と言わざるを得ないと思ひます。その点についての具体的な考え方というものを明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(園田直君) 竹島の問題は、このような事態があつてはならぬわけでありまして、と申しますことは、日韓条約締結のときに、この問題の帰属をめぐつて紛争がありました。そこで両方の取り決めは、これは紛争地帯とする、したがってこの紛争地帯とすることを認め、この解決は平和的な話し合いでやる、こういうことが出発点でございます。したがって、日本は古来の領土であると言ふことは当然でありますけれども、日本も韓国も平和的な話し合いで解決する以外に、力をもつていろいろなことをやるわけにはいかぬのでありますから、そもそもあそこへ力をもつて警備隊その他が来ているということから間違いが始まっているわけでありまして、

そこで、いままでも事件がなかつたわけでありまして、今度こういう事件がありました。そこで外務省としては、出先で抗議を受けた瞬間に、それは抗議を受けることが遺憾であつて、日本の漁船がこの周辺において退去を命ぜられる理由はないということ、やはりその後しばらくは外務省は在京大使あるいは出先の日本の大使から交渉を繰り返しております。

この問題については二つありまして、一つは、ちやうど漁期最盛期である。この六月に日本の漁船が操業ができませんということになることは、こへ行っている漁船の方々に非常な損害が出てくるわけでありまして、何とかして操業できる態勢をと、あるいはできないければ、政府としてはこれに対する補償その他の問題を考えなければならぬ問題。もう一つは、もっと深く立ち入って、領土の帰属をどちらであるかという解決の方法をやる前に、少なくとも紛争地帯と両方が認定をし、平和に話し合いをやるということについては、韓国はこれに対する申し合わせからやはり逸脱しておるわけでありまして、この点だけはまず解決しよう、こういうふうなやり方なければならぬといふことになりましたので、私はまずこの操業に対して、なまぬいともわからぬが、なるべく操業できるようにしたい。これが終わつたら、まず第一に本格的に腰を据えて、この島の周辺に日本の漁船が立ち入つてはならぬという理屈はないではないか、あなたの方は話し合いから逸脱をして、実力行使をもつて実効支配を積み上げようとして、

いではないかという問題は解決しなければならぬ。その次に、この島の帰属の問題を解決する。こういう三段構えでいかなければならぬ。第二段は、いろいろ手段を講じ、私は決意を持ってやる準備等をいたしております。

○磯山篤君 いまの外務大臣の答弁ですが、日本側の態度としては、昭和四十年の六月の二十二日に竹島問題についての交換公文が取り交わされてから、それをもとにして平和的に解決をしたといふ、これは日本側の態度として非常に謙虚であるし、あるいは交換公文の精神に基づいた気持であるといふ私理解をします。ただ、過去の歴史を見てまいりますと、この交換公文の書かれてお

ります意思というものを最初に破つたのは韓国側であることは御承知です。これはもう歴史的に見ればはつきりしているわけですね。最初の事件が昭和四十一年、一九六六年の三月十四日に韓国の軍艦、韓国艦が共同規制水域で日本の漁船を連行するといふところから事件が連続して起こっているわけですね。いままでも大臣が指摘をしておりますように、実力行使を何回となく繰り返しながら、実績を高めていくというのが韓国側の長年の歴史的事実だと思ひます。そういう相手側に対して、日本側が忍の一字で平和的に解決しようという気持ちがあるわけでもないけれども、しかし、相手側の態度を日本の気持ちと同じように考えて平和的に交渉するといふことは非常にむづかしい。過去の歴史が一つ一つそれを証明をしているわけでありまして、今回の事件というのは尖閣列島の場合と違ひまして、韓国の軍隊から排除されたわけですね。ここが非常に違うわけでありまして、

【委員長退席、理事福岡日出磨君着席】

尖閣列島の場合でもこれは双方の主権が及ぶ島であると、地域であるといふことでありますが、この問題については一応たな上げされている。しかし、竹島問題につきましては、双方が固有の領土であるといふことを主張して最初から紛争が起きている。紛争解決に当たって相手側は実績を積み重ねるというやり方をとっている。今回も一応大砲を備えた軍艦が現実にあつて追い出しを食つたわけですから、尖閣列島とおよそ政治的なあるいは外交的な意義というものは全く違つて、こういうふうな思ひかけです。ですから、これから日韓会談があるとかあるいはまあいんな機会をとらまえてやるということも当然大切だけれども、直ちに事件が起きた際に反応を示すということ、韓国側をして交換公文の精神に戻らせるという、私は非常に重要な措置ではないかと思ひます。その点が今回の場合にも全くないかと思ひます。いかに等しいような態度であつたことはまことに遺憾なんです。なぜこの竹島問題についてのみそういう態度を固執をされているのか、その点はどう

しても国民全体としては納得がいけないんです。

いや、これは平和的に語を進めていけば解決の糸口はつかめるんだ、もうしばらく国民の皆さん交渉を見守ってもらいたいという話ならば、それも一つの解決の方法だと思ふんです。しかし、昭和四十年以来、この基本協約が結ばれて以来重なる紛争が続いているわけですね。そのことについて、特に今回は安全操業確保という立場からいえば、現地の漁業協同組合は、政府頼みに足らずという気持ちをもつて持つのは無理からぬ気持だろうというふうに思ふわけです。なぜあの五月の九日、十日の時点で国民的な背景を持つて日本政府が具体的に対応措置をとれなかったのか、とらなかつたのか。消極的な態度に終始した何らかの理由があるんじゃないかというふうに勘ぐられてもしょうがないと思う。もう一遍その点大臣の決意というものを明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(園田直君) 私が申し上げたのは、先ほど明確でなかったかも知れませんが、いまの四十年の文書を交換したその時点にまず立ち返ることが大事であります。したがって私は、なるべく早い時期に議題を出して、文書交換の時期に、平和的に話し合うという態度に返ることを強く要請し交渉するつもりでございます。

直ちにそれを起こさなかつた理由は、先ほど申し上げましたとおり、いまの五月、六月の漁業操業最盛期に何とかして日本の船が操業できるようにして、その次にいまの交渉を始めたいと、こういう二段構えで私は考えたわけでありました。

○磯山篤君 さらに進めますけれども、その前に海上保安庁に先ほどの話の続きとしてぜひ資料として出していただきたいと思ふのは、まあその長い過去のことを私は聞くとつもありありませんが、この一年の間に海上保安庁として竹島周辺、第八管区の巡視船のパトロールの日誌を提出をいただきたというふうに思ふます。まあ、これは事務的な問題もあるでしょうから、特にそれは山陰、北陸側のパトロールでなくて、竹島を軸にし

て十二海里周辺あるいは日本と韓国の中間線付近をどうパトロールをしたかと、ぜひこれは——委員長にお願いをするわけですが——委員会に資料を出していただきたというふうに思ふます。いいですか。

○理事(福岡日出磨君) 理事会で決定いたしました。

○磯山篤君 さて、その次に外務省にお伺いするわけですが、外務大臣、竹島という島ですね、日本固有の領土という立場を踏まえて言えばこれが日本の固有の領土であるという幾つかの証明があると思うんですね。一つは、これは島根県五箇村と言ふんですか——の村有であると、これは一つあかしを立てるものだというふうに思ふわけですが、それからもう一つは、現地の島に領有をはっきりする明示をする物を立てるということが必要だと思ふんです。この点がどうなっているか。

それから、すでに何回となく委員会でもお話があるわけですが、現実には韓国側が幾つかの施設設備を整備をしているわけです。これがどういふ状況になっているのか、これは想像でなくてお調べになった現実を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(中江要介君) 竹島が日本の固有の領土であることの主たる理由は幾つかございます。

これは先ほど御指摘がございました戦争が終わりまして、占領期間中にマッカーサーラインというものが引かれて、当時の占領下の日本の行政管轄権が限られた、その限られたマッカーサーラインの外側にこの竹島が置かれたということから不幸な出来事の始まりがあったと思ふんでございしますが、それを受けて李承晩大統領時代に李承晩ラインというものが引かれて完全に今度は韓国の方で自国の管轄下に入れたと、そういう状況のもとで日韓正常化の交渉が行われたわけございまして、それ以前の日本側の主張はいろいろございしましたが、多くの文献、地図その他ではっきりしておりますし、江戸時代初期には、いまの鳥取、当時の伯耆藩の大谷、村川両家が竹島を幕府から拝

領いたしましたしてこれを経営していたという歴史的事実がございまして、その後もずっと日本領土として取り扱っていた文献的証拠も残っておりますし、詳細な地図もあります。よく指摘がされますように、一九〇五年、明治三十八年の二月には閣議決定によりまして、島根県告示によって島根県に編入されまして、日本政府が、近代国家として誕生した日本政府の島根県の領域内として竹島に對する領有の意思を明示いたしました。

それ以降アシカ漁業の許可制、許可が行われるというふうなことで漁業活動も行われてまいりましたが、第二次大戦のときにそれが中止されるといふことでしたけれども、免許者からは毎年土地使用料がそこに納入されるといふことがございまして。その後で、先ほど申し上げました占領をはさむいろいろの連合国軍の指令によつていまのようになつて、韓国側の不法占拠と、日本側から見ます韓国側の不法占拠といふことになりました。

したがって、この第二次大戦後の李承晩ライン以降の韓国側の事実上の占拠といふものに移りましてからは、わが方が当時設けておりましたであらうあらゆるものは撤去されて、先ほどおっしゃいますように、いろいろの施設が韓国側によつて設置されるようになってきた。人員で言いますと、韓国の警備隊員が十数名常駐しているとか、灯台、宿舎、見張り所、無線アンテナなどが設置されている。また、それが改築されたり増築されたりしている。その辺の状況につきましては、海上保安庁が、先ほど御説明がございましたように、日本政府の名においてこれを巡視、視察をしていただきますと、それを付して、日本政府としては韓国側に強硬にその不法占拠の継続、さらに諸施設の改築、増築といったものに対して抗議を繰り返している、こういう実態でござい

ます。

○磯山篤君 そうしますと、日本古来の領土であるという考え方には、まあ国民全体が持つて

るけれども、現実これが日本のものであるという設備は何にもないわけですね。あるのは全部韓国の施設設備、あるいは若干の軍人があの竹島の上にいるというのが現実ですね。その点は御確認できますか。

○政府委員(中江要介君) これは先ほど外務大臣も申されましたように、国交正常化に当たりましてこの領有権については論争したわけございまして、韓国側の占拠の理由、つまり、韓国側はどのような理由でこれを占拠しているかにつきましては、

〔理事福岡日出磨君退席、委員長着席〕

韓国は韓国で十五、六世紀ごろの古い文献から説き起こしましていろいろ立論はしておるわけですが、したがって、韓国政府としては、これは自国の固有の領土であるという立場でこの島を占拠しておりますが、日本側から見ますと、韓国側の主張は国際法上根拠が薄弱である、したがって、これは日本の固有の領土である、そういうことでこれが紛争になっておるといふのが私どもの認識でございまして。したがって、韓国が積み重ねております事実、韓国の立場に立ちますと、自国の固有の領土について自国の判断でいろいろやっていることだと、こういうことでございまして、現実には遺憾ながら韓国側が、日本が韓国と正常化します以前にすでに事実上支配をしているという状況が続いております限り、いま先生がおっしゃいましたように、韓国側が自国の立場に基づいていろいろの施設その他をやっているというところが残っております、こういうことでござい

ます。

○磯山篤君 いまも指摘をされておりますように、紛争が長い期間続いているわけですが、ただ二つ、いまだに解明されない問題があるわけですが、一つは、交換公文に基づいて平和的に話をすす

しかし、「外交上の経路を通じ解決するもの」とし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によつて解決を図るものとする。」という交換公文があるわけですが、かなり日本側は平和的であるいは

じつくりと言いますかね、この交換公文の趣旨を体して話を進めてきたけれども、現実的にはちがいが明かれない。ちがいが明かれないどころか、新しい紛争がその後連続して起こっているわけです。したがって、交換公文の前段の趣旨というのはもはや薄れたというふうに思います。したがって、当然その次の手順としては、両国政府が合意する手続に従って調停によって解決をする、この道が一つ残されているわけですね。それからもう一つは、国民世論を背景にして毅然たる態度で韓国側を説得をする、こういう二通りがあるんじゃないかと思ひます。

先ほどからお話を聞いておられますと、まだまだこれから平和的に解決する可能性があるのだということを背景に持ちながら、じつくり交渉したいと言っているわけですね。でも、いま私が申し上げましたような交換公文の手続や、あるいはもう一つの国を挙げての毅然たる交渉というものを踏み切っていないわけですね。なぜそういうことを行おうとしないのか、その点について外務大臣のお答えをいただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(中江要介君) いままでの経緯について、いまの御指摘の点で多少私どもと認識が違ひますのは、国民的総意を背景にして毅然たる態度で臨むというの、まさしく外交交渉の外交経路を通じて解決するという場合の、わが方の姿勢として私どもは受けとめておりますので、外交経路を通じて解決をいたしますときには、申すまでもないことではございますけれども、そういうものが背景にあるべきであるというところは全くそういう考えでございます。

それから紛争の解決の仕方といたしまして、外交上の経路で解決できないときには調停によるものとなっておりますが、同時に、特別の、別段の合意がある場合はこの限りでないというのが入っております。『別段の合意』の中には、ときどき御指摘のございいます国際司法裁判所に両方で持つていって、そうして裁判所の判決を仰ぐというののも一つの方法でございます。かつて日本が国交

正常化に先立ちましてこれを国際司法裁判所に提訴するという話を持っていたこともございますけれども、韓国は義務的な管轄権を認めておりませんので、韓国がそれに応じないときには、いまの制度のもとでは国際司法裁判所の前には持つていけない。しかし、韓国政府もいろいろ考え、あるいはその後の事態の変化を見ましてこれはやはり国際法上の領有権の争いであるから、これは調停もいけれども、法律的解決としてはやはり国際司法裁判所の判決を仰ぐのが妥当であるという考えになりますれば、日韓双方で特別合意書を作成して国際司法裁判所に持つていくということも可能でございます。

したがって、この紛争解決に関する交換公文に基づく解決の仕方といたしましては外交経路によって解決する、あるいは国際司法裁判所に提訴する、それでもなかなかむずかしいということならば調停によるというふうないろいろございしますが、そのいずれもがいままでのところ有効に動いてないではないかという点は全く御指摘のとおりでございます。その点が先ほど外務大臣がおっしゃいましたように、いままで確保されてきた安全操業というものがきちんと確保されるという状態を見きわめた上で、その根拠になつていく領有権の問題について韓国側と腹を据えて話し合つてまいりたいというふうに先ほど申されたこと、こういうことでございます。

○磯山篤君 竹島問題というのは非常に重要ですが、まあこれだけで一日終わるわけにいかないと思ひますので、締めくくりに意味で外務大臣にお伺いをします。

一つは、日韓大陸間の協定及びこれに伴う特別措置法について国際信義上もこれあり、本国会で通過させたいと、そう期待をするというところからいけば主張されているわけですね。ただ、審議しております私どもの立場から言いますと、竹島、言いかえてみれば自分のうちの庭に韓国の兵隊が入ってきて居座っているわけですね。ある意味で言えは威嚇、恫喝をしているわけですね。そうしてお

いて大陸間の特別措置法を早く通せというふうに移っているわけですね。私もそれにおどかさされているつもりはありませぬけれども、客観的に言えばそういうふうになつていくことは理解できません。ですから、私も特別措置法を審議する立場から言え、少なくとも国際信義を重んじたり、あるいは平和友好関係を考えるとするならば本問題以外で紛争があるということは余り好ましい状態ではないと思ひます。特に、これは後ほど申し上げますけれども、日韓の中間線とかかわり合いを含めまして毅然とした態度をとらなければ、先ほど外務大臣も言っておりますように、実績をどんどん積み重ねてしまつて、こういう状況にあるわけなんです。よそのうちまでどろどろで上り込んで、さあ特別措置法だけ上げてくれということには私はどうしても国民感情は納得しない。まずこの点を指摘をしなければならぬと思ひます。

その立場から言え、政府がいままで努力をしてきたことについて一定の評価はしますが、いまや竹島問題というのは国を挙げての大きな政治問題、外交問題だと思ひます。政府は大いに努力をしなければならぬと思ひますけれども、国民全体の世論を背景にして思い切つて韓国に対して竹島問題、竹島周辺の安全操業の問題について、政府を中心とする大きな代表団を編成して、韓国との間に十分な交渉を行うということも、この際だから私は必要ではないかと思ひますが、その二つの問題について大臣の考え方を伺ひをしておきます。

○国務大臣(園田直君) 私、先ほどから申し上げているつもりでございますが、この問題については腰を据えて折衝しなきゃならぬ時期があると思ひます。いますぐやらぬか、いま五月、六月の漁業最盛期でありますから、何とかこの問題だけは穏便にやつて、そして漁を終つた後で、私は腰を据えて折衝をやるべきだと考えておるわけでありまして、そこで、それについてはいろいろ折衝をいたしております、韓国の方とも。これは詳

細いところでは御報告できないわけでありすが、腰を据えてやるべきときにはやらなければならぬ。そういう意味において、国際信義である大陸間にはなるべく早く御審議を終了願つて、審議を尽くした上、腰を据えて相手と談判をしたい、こういう考え方でございます。

○磯山篤君 私は、いまの考え方にはとてもではないが納得はできません。しかし、審議のこともありますので、私はこの部分については残念ながら保留をしておかなければならない。改めてまたその点について追及をしたいと思つております。

さて、その次の問題ですが、いま南部の協定に基づく特別措置法の審議をしていいますが、参考のために北部の協定について若干お伺ひをしたいと思います。

この地図によりますと、この南部の協定の座標一、これは通称日韓中間線と言われているわけですが、これを起点にしまして北部に対しては中間線、あるいは大陸間線についての座標の出発は同じくこの一の点になつていくわけですね。この韓国側とそれから山陰との間に双方大陸間線があつて、その大陸間線を中間線とまとめて、最後に座標三十五で締めくくつていくわけですね。この上が実は問題になるわけですが、なぜこれは座標三十五で締めくくつたのか。本来この朝鮮半島と山陰、北陸との間にはまだたが上に続いているわけですね。なぜこれを三十五で締めくくつたのか。本来ならばもっと竹島を含めてこの両方の中間線を画定をする。あるいはこの北部の協定というのは、直ちに採掘を意味しているわけでありません。これはそれぞれの座標を画定するということと第一のねらいがあるわけですね。なぜこれは座標三十五でとめたのか。

また反面私がお伺ひしたいのは、なぜ三十五から北の方に対して、まだそれ残ったが残っているわけですね、たがが残っている部分について、話を打ちだめにしたのかということについて明らか

にしたい。

○政府委員(村田良平君) 先生御指摘の北部の境界線からの北端からさらに北の部分についての取り扱いでございますけれども、これは海洋法会議におきまして、大陸だなの範囲あるいは深海底の問題について国際的にもいろいろな議論が行われておるところでございますので、これはそういった国際的なルールが成立した段階で、改めて考えることが適当というふうに判断をしたわけでございます。現実の問題といたしまして、この座標三十五以北の水域というのは相当深いところでございまして、御指摘のとおりとあらわすは技術的にも海底資源の開発というところは考えられないところでございまして、境界画定の対象とする必要はないということで三十五のところとどめたというところでございます。

しからば、座標三十五までは、この三十五の辺は相当深いところでありすけれども、なぜここまで線を引いたのかということにしましては、韓国が一九七〇年の海底鉱物資源開発法に基づきまして鉱区を設定したわけでありまして、その鉱区の一部分が日韓の中間線を越えまして日本側に入っておったわけでございます。これを交渉して中間線より向こう側に引き込ませるといいうためにこの点まで線を引く必要がある、こういうことでございます。

○橋山篤君 その交渉の際に韓国側の主張は、韓国側の方のたながあります。日本側、日本からのたなもあります。一つのたなである。そういう議論を出発点にして、最終的に中間線で座標三十五で打ちどめにしたのか、それとも最初から大陸だなの問題は別にして、区画を画定をするという意味で、日本側も韓国側も中間線論議が最初からの主張の出発点で、その中間線主張論でお互いが納得をしたと、こういうものであるのかどうか、その点明らかにしたい。

○政府委員(村田良平君) この北部にしましては、まさに大陸だな条約第六条でも定めてありますように、二つの国が共通の大陸だなを是さんで

相対しておるといふ認識におきましては、韓国もわが国も同一であったわけでございます。したがって、両方が共通の大陸だなを有しておるといふ立場から申しますと、国際法の通常のルールによれば中間線というところでございまして、中間線をもって境界を画定しようというところで話し合いがスタートして、その作業を行ったというところでございまして、たまたま韓国の方が先に設定をしておりました鉱区をつくり方が中間線よりちょっとわが方の方にきておりましたから、それを引つ込めさせるといふことをその際に達成した、こういうことでございます。

○橋山篤君 韓国側が、日本が主張しました中間線論議に了解を与えた。素直に了解を与えたかどうかよくわかりませんが、中間線論議をこの場面では尊重をしたわけですね。そこまではいいんです。

さてそこで、いまも示したように、座標三十五から上は、北部の關係が確かに海図から見るとかなり深度は深いと私も見ます。しかし、座標三十五の上には竹島という問題があることも双方念頭に置きながら交渉したと思うんです。日本側とすれば、韓国側がつくりました、これはK6ですか、鉱区K6ですね、K6がわが方のこの中間線から日本寄りにはみ出たから、日本としては中間線論議で巻き返して、返したわけですね。

そこで私は、必要なことは、座標三十五で確かに鉱区とのかかわり合はそれで終わりにするでしょう。しかし、日本側のこの竹島周辺、あるいはその北部にだけ地下資源があるかないかというところについては、まだ十分探索がしてないわけですね。あるかもしれないし、ないかもしれない。現実には新潟沖では石油なり天然ガスが噴き上がっていることも事実です。ですから、その延長線として考えれば、竹島を含めて日韓の中間線といふものを上まで引いておく主張をしてしかるべきであったと思うわけですが、その経緯というものは十分にまだ明らかにされていませんね。日本はなぜその主張をしなかったのか。

確かに韓国が中間線よりも日本側にK6という鉱区をはみ出していたから、これを追いつき、調整をするという意味で中間線というのはいかに意義があったと思うのです。しかし、日本のエネルギーの開発の立場から言うならば、積極的に座標三十五から北部に対して中間線論議というものを発展をさせていくべきではなかったかというふうにも思うわけですが、その交渉の経緯と考え方について明らかにしたい。

○政府委員(村田良平君) この座標三十五の点以北について特に取り組めなかった理由は、まさに先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけれども、先方の張り出した鉱区を引つ込めさせるといふこと、それからその地点より以北におきましては、現実の問題として海底資源の開発ということが技術的にも少なくとも当分の間は予想されないというところで、この北部境界画定の交渉の際に、その点まで取り組む必要はなからうということとでそのように措置したというところでございます。

竹島の問題でございますけれども、竹島は絶海の孤島でございます。こういった島がそもそも大陸だなの持つのか持たないのかということがいまま、大陸だなあるいは経済水域を持つ持たないかというところは現在海洋法会議で論議されておるところでございます。わが国の海洋法会議においてとっております立場は、こういった島あるいは岩礁はすべて固有の経済水域あるいは大陸だなの持つべきであるという主張でございますけれども、必ずしもこういった考え方は海洋法会議全体では受け入れられておらないというところでございまして、この点今後さらに海洋法会議で議論があると思っております。いづれにいたしましてもそのような状況でございますので、現在も国際法上竹島のような絶海の孤島が大陸だなの持つといふことは言えないような状況でございますが、先ほど申し上げましたような現実の開発可能性というところに着目いたしまして、座標三十五で打ちとめたところ、こういったのが交渉の経緯でございます。

○委員長(橋正俊君) 五分間休憩します。

午後三時六分休憩

午後三時十七分開会

○委員長(橋正俊君) 委員会を再開し、休憩前に引き続き質疑を行います。

○橋山篤君 次に、この大陸だなときわめて不離一体の關係にあります中国とのかかわり合いにつきまして、いままでの委員会でも十分解明がされておきませんので、なお引き続き質問をしていきたいというふうに思います。

過去の委員会のやりとりを全部聞いておりましたもよくのふみ込み点があります。それは日本側の主張は、中国側の主権をいささかも侵していないと。鳩山前外務大臣の言葉を借りますと、仮に中国の主張するような自然延長という主張があったとしても、これは日中の中間線の日本側寄りに座標を設定してあるので中国の抗議は当たらない、心配ない。こういうふうに答弁が繰り返されているわけでありまして、そして、しばしば中国側に理解を求めた行動をとったというふうにも言われているわけですが、中国側からは、一九七四年二月四日を初めてしまして、数回にわたってこの大陸だなの問題につきまして日本及び韓国政府に抗議が申し込まれていくわけですね。日本側の主張は、中国側の権益をいささかも侵していないと言っているし、中国側は主権の侵害である、これが一つの紛争の状態になっていくわけですね。このことは非常に遺憾でありますけれども、本問題を解決しませんが、後々まで日中の關係と、あるいは日韓大陸だなを具体的に探索、掘削をする上で重大な障害が起きると予想がされるわけですね。したがって、もう一度日本側が中国側に説明をした国際的な立場あるいは日本としての立場、国際法上の問題あるいは日本の立場、これに対して中国側の主張というものを整理をしてひとつお伺いをしたいと思います。

○政府委員（中江要介君）　まず、日本側がこの協

定を締結いたしましたして、日韓間でこの南部の共同開発区域の取り決めのいたしますに当たって、日本が考慮いたしました大陸だなの理論と申しますのは、一つの大陸だなをはさんで二つの国が相對しているときには、その境界線は中間線によって画定する、この原則でございます。したがいまして、これはこの地域の大陸だなをごろんになるとわかりますように、一つの大陸だなをはさんで日本と韓国と朝鮮民主主義人民共和国と中華人民共和国とがお互いに隣接したり相對したりしておるわけでありますから、一番望ましい姿は、關係国が集まって一挙にこれを四つに分けるといふ、境界画定の話をするればいいわけでありますけれども、これは御説明するまでもなく、いまの状態では実現不可能な話でございます、この点は、そういう国際會議をするには機は熟していないといふことは中国も認めておるわけでございます。

そういたしますと、どういふことが國際法のも
とで、また國際先例として可能であるかといいま
すと、話のできる國同士で話を付けていく、これ
が通常行われているところであります。したがいま
まして、日本は韓国とは話ができませんので、韓
国との間でどこの大陸だなのどの部分なら日本と韓
国で話ができて、どこから先は日本と韓国で話を
してはならぬかといふことは、これは韓国ととも
に國際法にのつとつた協定をつくるという原則に
基づいて慎重に検討いたしましたして、その結果、韓
国と中国との間は、これは中にみぞはありません
から、当然中間線であるとしたがって、韓国と
中国との間の中間線がまず大陸だなを大きく東と
西に分ける。分けて韓国側に入ったところを日本
と韓国が相對して共有しておりますので、日本と
韓国とで今度は南北に分ける、そういうふうに骨
組みを立てて交渉に入つたわけでございます。いま
たがいままして、中国に對しまして言ひ得ることは
この協定は韓国と中国との間で画定されるであら
う中間線の韓国側の部分について、日本と韓国が
南北で分ける話をして、そこで主權的權利の主張

が重複したので、それを共同開発にしたというところでありますので、中国の主張するであらう大陸だなに對する主權的權利は侵害されていないとわれわれは確信する。

できないかといいますが、これは韓国と中国との間に中間線の話し合いができないからでありまして、望ましいことは韓国と中国との間で、縦割りでの中間線を話し合いによって画定していただければ、これはそれに越したことはないんですが、それができません。できませんときでも韓国と中国の間のように、中にみぞがあるわけでなくて、どこから見ても一つの大陸だなを共有して相對していいるときには中間線による、これは國際法の原則でございますし、中間線といふのは、合意するものでもなく、客観的には、抽象的には存在するのの、一つしかないわけです。どこからはかっても等距離にある点を結んだ線は一つでございますので、これはただその海岸の入り組み方、島の配置、湾の入り組み方、そういった地形に即した調整は必要でございますけれども、原則としては、中間線は客観的には一つしかないわけでありまして、その一つしかない中間線を韓国と中国との間で確認していただくことだけ残っている。

この点を意識いたしましたして、協定の二十八条で、この共同開発区域を囲む線はいずれも国際法上の大陸だとの境界を画定するものとはみなさないと、いうことをはっきりしておるわけでございます。したがって、日本が中国に説明いたしましたことは、韓国と中国との間で話し合いがおできにならないので、これは国際法上合意によって画定された中間線ではないけれども、日本としては日本の持っている海図を駆使いたしまして、中国側の主張するであろう、韓国との間で主張するであろう中間線を実に注意深く測定して、そして引いたその韓中間線の韓国側の部分に限って、韓国と話をして今度の協定を結んだんだ。したがって中国の権利をいささかも害していないと。しかもながらも中国の方で、いやそうではない、この

線のこの部分はこういう島を落としているとかあるいはこの島の測定はこういうところからであつて、この線はこうあるべきだというような具體的な問題があるならば、これは日本としてはいいつでもお話し合ひに應ずる用意がある。のみならず、韓中間線の中国側の部分、西側の部分につきましましては今度は日本が中国と相對して共有するわけでありますので、これは日本と中国とでずつと南の方まで境界画定の話もしなければならぬとい。これは日本はいつでも、あすからでもお話し合ひに應ずると、こういうことを中国側に申しとおりますが、中国の方ではまだその話し合ひに應じましようという態度を示していない。こういうのが現状でございます。

したが、いまして、繰り返しになりますけれども、日本がこの協定によって中国の大陸だなの主張をいささかも害していない、主権の権利の主張を侵していないというその一番の根本は、韓中の中間線の韓国側に厳しく限定して、この共同開発区域を設定しているということに尽きるわけでございます。

なお、鳩山前外務大臣が、仮に自然延長論という立場に立つてもこれは中国の自然延長の大陸がなを侵してないと言われたことの意味は、いま申し上げました、ともに自然延長論をとっている韓国と中国でございますが、この韓国と中国がそれぞれ自然延長と言つて南の方に大陸だを主張いたしましたが、これは隣接しておりますのでどうしても中間線で分けなければならぬわけでありまして、日本という国がここに存在しておらなくても、韓中間線はこれは必要な、それが境界となるべき線でございます。その韓中間線の韓国側についての話でありますので、これは中国の権利を、仮に自然延長論だけで議論されても中国の権利を侵しているものでない、こういう趣旨であると御理解いただければ結構かと思ひます。

○橋山篤君 中国側の抗議を注意深く整理をしてみると、私は次のように構成されていると理解できます。

この共同開発区域及びその周辺というのは、これは中国の主張です、中国領土の自然延長であり、中国の主権を有する区域である。したがって、共同開発区域というふうに座標を、一から出発をしてまた一に戻っておりますこの区域につきましては、主権を侵害をしている。したがって、絶対に容認はできない。それから三つ目が、こういうふうに日本と韓国との間に共同開発区域というふうな既成事実を積み上げて、こういう既成事実の積み上げを行っていることに対して反対だと。私は幾つかの文書あるいは報道というものを整理してみると、三つに整理がされるような気がする。東海大陸だなどとの国家との区域は中国と関係国家がどのように区分を確定するか協議すべきであるというふうに、前段では韓国側の主張というものを明確にしています。それから後段では、とは言ってみても最終的に関係諸国との間で十分協議をして合意すべきものであるというふうに二つの形をとっているわけですね。中国側の主張というのは、言ってみれば自然延長、大陸の自然延長だということに基本的に主張の根拠があるわけです。

これをこれから協議をしあるいは説得するにいたしまして、この部分をどうわれわれが理解をするかということが一つの問題解決の糸口ではないかというふうに思うわけです。確かにいま指摘をされているように、この座標一から六までは日韓中間線でありますね。通称六、七、八と言われておりますことが日中中間線、こう言われていけるわけです。ところが中国の主張というのは、こちらの図にもありますようにこの大陸だな、共同開発区域及びこの周辺というのは大陸からの自然延長でございますよというふうに理路を明確にしているわけですね、明確にしているわけです。その場合に、中間線の論議は別にしまして、いやこの共同開発区域あるいはこの周辺というのは、中国の自然延長の海溝ではありませんというふうな具体的に説明をすれば、中国側の主張というのはこれは根拠がないわけですから納得するわけ

です、納得するわけですね。その中国の唯一の主張をどうして反論できないかと言え、現実には大陸からの自然延長というものが延びている、どのように延びているかについては議論があるでしょうけれども、延びているという事実関係を無視できないから中国の主張には根拠があるというふうなわけです。中国の学者の中でもかなりの人が賛同しているわけですね。中間線の論議は別に、中国の主張は主張であり、自然延長論については日本政府なりあるいは韓国当局が納得できるような説明なりを、その部分について説明があればまず私は一つの解決の糸口がつかめるといふふうに思うわけですが、その点についての説明はどうかされてきたわけですか。

○政府委員(中江要介君) いまの御質問の前提になります大陸だのとらえ方でございますが、中国大陸から延びている大陸だなどというのと、中華人民共和国が主権の権利を主張し得る大陸だなどとして自然延長を主張するということとは実は違うわけでございます。御承知のように大陸だとは一般論をいたしまして、これはどこでもそうなんです、領土、領域から海の方に向かって自然に海中で延長されていくその海底の部分が大陸だなどであるわけですから、いずこの大陸だなどどこかの陸地からの自然延長であるわけですね。したがって、東シナ海の大陸だなどはどこから自然延長で来ている大陸だなどと言え、これは中国大陸から出てきている自然延長の大陸だなどである。これはもう客観的な事実でございます。これを争うということはこれは不可能なことで、争う必要のないことであります。問題は、地球上に幾つかの国がございまして、一つの大陸だが必要の一つの国の占めていた領域からだけ延びているのではなくて、多くの場合は大陸だの自然の延長のものになっておる領土のところに幾つかの国がありまして、国境を接したりあるいは相対したりしてそれで別々の国が存在している。

いかに境界を画定するかというものが、これが国際法上の大陸だの論議であるわけでありまして、地質上の大陸だの性格とは別な観点で、つまり各国が自国の領土の延長として持つ大陸だに対して主権の権利を主張する場合にどこを境界線にするか、こういう問題でこの問題をとらえなければならぬ。そういう問題で、先ほど申し上げましたように、この東シナ海の大陸だには現在と多少少なくとも四つの国がこれに接している。そうすれば、やっぱりこれに接している国が、それぞれ主権の権利をどこまで行使するかというところは決まらなかならない。決める場合に、韓国と中国の間はこれはすんなりと中間線で境界を決めていくケースである。ところが日本と韓国、日本と中国との間につきましては、これはいまの議論とは別に、そもそも一つの大陸だに日本と中国なり日本と韓国が接しているのかどうかということが論争であつたわけですね。

したがって、日本が韓国に対して論破しなければならなかったのは、中国大陸から延長してきているその大陸だに韓国は確かに接しておりまして、その上に朝鮮半島があるわけですね。ところが日本は接していると言っているが、韓国はあそこには沖繩海溝があるからおおまかには接していないということであつたわけですね。したがって、日本が韓国に対して争いましたのは、自然の延長であるというところを争うのではなくて、あのみぞがあるけれども、一つの大陸だを相対してはさんでいるんだから中間線と、で、自然の延長の大陸だはそれではどこまで延びているかというところ、琉球列島よりも薩摩列島よりもさらに南東と、南西太平洋の方に行つて初めてその中国大陸からの大陸だは海底に深く沈んでいっていると、こういう考え方であるわけですね。

したがって、日本は中国大陸から出てくる大陸だの上に乗っている島である。一つの大陸だをばさず日本と韓国がこれに相接しているのであるから、その境界は中間線であるという議論をしておるわけですね、自然延長論が中間線論かと

いうふうに単純に問題を提起されてしまっています。あたかも日本の中間線論は大陸だが自然の延長であるというそもその立場をまるで否定しているようにとられるきらいがあるのですが、そうではなくて、日本も大陸だは、これは大陸から海底に向かって自然に延長していく海底の部分に深く海底に埋没していくところまでが大陸だだといふままの議論をそのままとっておるわけですが、その埋没していくところがどこか、沖繩海溝で埋没するのか太平洋で埋没するのかというところが違つたわけですね、太平洋で埋没しているということになりますと、これは一つの大陸だですからこれは中間線で分けるんだと、こういう議論であります。

少し横の方に参りましたが、中国が東シナ海の大陸だは大陸からの自然の延長だからというところは正しいのですが、だから中華人民共和国政府の同意なり了解なしにいかなる個人も、いかなる政府も指を触れてはならぬのだというように書かれてある部分、いかなる国、個人も中国政府の同意なくして東シナ海大陸だで勝手に開発活動を行つてはならないというものは、これは大陸だの自然発生的な定義の部分と、これを国際法上いかに主権の権利の行使の限界を決めるかというところとが一緒になっておりまして、私も中国に對して受け入れられないと申し上げておるものは、この大陸だの境界を画定するということになりますと、これは全部中国の同意がなければだれも手がつけられないというふうな国際法はないというところを何度も中国側に説明していると、これが実態でございます。

○磯山篤君 なる中国側に説明しているというところとはよくわかりますが、しかし結果的に言うと、相手側が納得をしなければ説得をしたことにはならない。言いかえてみれば、それは日本側のひとりよがりの主張に終わってしまう可能性を持っているわけですね。ですから、現実にはこの座標六、七、八、あるいはその周辺を含めて中国側からは異議が出ていますね。異議が出ていますとい

うことは、武力の争いにはなっていないけれども、国対国の関係では紛争の状況のままに残されて区域が決められているという状況になるわけですね。これははっきり国内全体、国民全体としても十分に理解をしなかならない。またその上に立つて韓国なり中国との間に、単に政府だけでなくして国民レベルにおいてお互いに了解し合うという、そういう必要から私はあえてお尋ねをするわけですが、これは先ほど申しましたように北部協定に基づく座標三十五の位置ですね。これは日韓の中間線になるわけですね。ここまでは、いろいろな理屈は別にしてみても中間線論が成立しているわけですね。

それから座標一から六までについては引かれたこの筋は日韓の中間線である、中間線であることは間違いない。しかしこの斜線の部分というのは共同開発区域になつていて、これがたとえ座標一から六のこの周辺に、この北側にはみ出せば韓国から注文がきますが、この近辺について、ごく限られた近辺について韓国と日本との間に争いがあつて、まあやむを得ないから共同開発にしようと言ふならば、国民感情論的にもある程度やむを得ない、あるいは韓国と日本との友好的な関係だとか、あるいはエネルギーの開発という意味で国民的な合意を得ることは可能だと思ふ。しかし現実にはこの五島列島なり奄美大島のすぐ近くまで座標一から始まり共同開発区域が決められたということについて、何を根拠にしているんだらうか。これは法律的な議論は別にして国民感情論から言ふとおかしいじゃないか、これは素直な気持ちだと思ふんですね。

といふことは、この座標二十とか十九というのはすぐ近くに五島列島の島があるわけですね。男群島を初めとして全部島があるわけですね。庭先ですよ。ここだけこういうふうな座標十六、十七、十八は限られているわけですね。ここについても、なぜこういふふうなことにしたのか。海溝からいいますと、この部分の海溝とこの海溝の部分、水深は変わらないんですよ。変わらないやつをな

ぜこういうふうによぎったかという、これは国民感情論的な疑念も出されている。

それから中国は、これは日中間線六、七、八になりす。この上をずっと上に上げてきますと中国と韓国との中間線議論はこれはまた議論してもらえんわいわけですけれども、韓国が少なくともたなを主張して、すでに自分たちでこちらの区域1から始まりましてK7までの区域を勝手に決めておいて、日本が中間線を主張したときには大陸だの延長という議論がこころでは妥協の産物として出てきた。しかし中国の立場から言うと一つのたなには違ひないけれども、中国側から大陸の自然延長、この付近というは延長だと言う。ここの部分ではなぜ自然延長論を日本側は取り入れてくれないのか、これが中国側からの主たる注文になっているわけですね。また日本の国民感情論から言ってみても、韓国にはそういう理屈をまかり通して中国からの理屈はどうしてまかり通らないのか、何か決定的に中国をそのほかに納得させる理屈があるのかないのか。いつまでも、この部分について韓国と日本はうまくいっているけれども、中国との間に五十年も百年もここで紛争を続けられたんでは日本国民としてたまったものじゃないと、これは率直に言つて国民感情として当然なことだと思ふ。

ですから、私は国際法や大陸だなの条約の問題にはいろんなことがありますけれども、やっぱりだれに聞かしても、なるほど中国側が言っているのは無理だと、韓国と日本が協定をして、ここに本来ならば日本の中間線の南にあるのだけれども、ここまではみ出してきたことについて国民感情を十分に納得させるだけの一般論といえますか、そういうものがないために、この地図を見ますと、日本の庭先まで何で区画を決めなきゃならぬのかと、これ非常に不思議がついてるわけですね。韓国からも非常に遠い。韓国の方からは大陸だの理屈がまかり通る。こちらからは大陸だがあるいは自然延長論がまかり通ってない。そんなために一生紛争を、協定でいけば五十年間、五十年間

も紛争を続けていくというのはたまらないという国民感情が一つあります。

それからもう一つは、そのことが一つの原因になつていまい具体的に進められようとしております日中条約の交渉の促進に重大なかわり合いを持つていられないかという心配も一面ではあるわけですね。尖閣列島の問題もここにありまされども、いま私が申し上げましたごく一般論で結構です。なるほど日本政府が今度こういふふうに共同開発区域を決めたのは、これは無理ないことだというふうに日本国民全体が納得できるようなこころの座標六、七、八、あるいはこの周辺について、その点は繰り返しのようになりまされども、もう一遍明らかにしてもいい。

○政府委員(中江要介) まず日本と韓国との関係の部分で、いま先生が御指摘の共同開発区域、あの地図で言いますと斜線を引いております部分のこちらから見ますと右側、つまり東側がいろいろ入り組んだり出たり張つたりしている。あの線は非常に日本に近いけれどもどういふふうにして決めたんだ、こういう御疑問でございしますが、これはよくこういう議論がなされますときに地図を、つまり空から下に向かってながめた地図がこういうふうに表示されるわけです。そうしますと、いかに日本に近いところを共同開発にしているのはおかしいというのが国民感情であつて、確かに私も国民の一人として上から見ますとそういう感じがするわけです。しかし、国と国との関係は国民感情だけではいけませんので、国と国とを律しております国際法、国際慣行、そういうものを尊重して初めてよその国からも尊敬される国になり得るわけで、上から見て近いからだめだといふだけではなくて、なぜそういう近しいところが共同開発区域にならねばならぬかというところを知るためには、やはりこれを縦に切つて横からながめる必要がある。縦に切つて横からながめると、つまり水の中にもぐつて横からこうながめるといふことが必要なんです、そういうふうにして断面でこ

れを見ますと、確かに韓国が共同開発区域の東側の端となつておりますところまで自分の大陸だなんだと主張するに相当の根拠がある、その相当の根拠があるにしても、あの出っ張り引つ込み方自身はなぜかと、これはもう少し引つ込むべきではないかと、これはこの程度でいいかもしれないという話をもし日本が韓国としたといたしますと、これは韓国の主張を前提とした交渉になるわけです。したがつて、日本としてはその交渉はできないわけです。そんなところに韓国の主張の限界があるというところは日本は認めないわけです。したがつて、これはもうどの部分も日本としては認めることができない。

他方、韓国からいいますと、自分の方は九州の近くまでが自分の大陸だと思つておるわけですから、日本が中間線だと言つておる先ほど御指摘の座標の一から六までのあの線、あの線は韓国にしてみれば議論できない線、そんな線は存在しない。つまりその中間線というのは韓国にとつては存在しないわけでありす。したがいまして、日本と韓国が両方の立場で論争を続けましたと、左の線も右の線もない。そしてただあつたこつちだと言つて論争を続ける。それがいわゆるこの部分の大陸だに關する法律論争というものであつたわけです。しかし、それをいつまで続けましても右の線も左の線も決まらな。したがつて、この部分はほとんどそのままあればいいまでも開発に着手できない。そこで考えられましたが、その法律的な根拠は論じない、主権の権利の主張の限界は論じない。ただ両方の主張の重なつているところがある、これははっきりしております。重なつたところは共同開発にしようとして、法律論には目をつぶつて共同開発にしようといふのがこの共同開発の南部の協定であるわけです。その目をつぶつたといふのは二十八条に書いてあるわけです。

そこで、したがいまして、この共同開発区域の左側の一から六までの線も右側の一からずっと下の九に及ぶ東側の凹凸のある線も、これはともに日韓兩國間で国際法上の議論としては決着のつかない線であるわけです。そういうことでありますので、この日本に近いところに線が引かれていたことの根拠は何かと言いますと、韓国側の立場に立つたときの韓国の外縁であるといふこと以外に何も説明の根拠はございません。同じように韓国の方で、韓国の国民感情として恐らくあんなところまでどうして共同開発で後退したのかと、一から六までのあの線は変な線だと、韓国の立場からすると存在しない中間線であるわけです。それはなぜかというところ、日本はこの線まで自分のものと主張したといふことが根拠になつておるわけですね。双方ともに相手の主張するところを論ずることなくそのまま取り入れて、實際的解決の区域をつくつたのが、この共同開発区域の線引きになつてい、こういうふうに御理解いただきたいと思ひます。

次に、中国との関係でございしますが、中国との関係は先生が御指摘のように、この六、七、八といふ中間線はこれは一体どういふわけかとあるいはその日本が主張してあります一から六までの、日本の主張する中間線の近辺について問題があるじゃないかと、そういうふう具体的にこの協定の大陸だの部分について中国が異議を唱えられて、それはどういふわけかと中国の言うようにこれはこういふふう引つ込まなきゃならぬかもしれない、あるいはこれはもう少しこちらに出るかもしれないといふ交渉はできるわけですが、中国側のいままで行つております抗議は、先ほどちょっと引用になりましたように、きわめて抽象的、一般的でございまして東海大陸だ、日本式に言いますと東シナ海大陸だ、これは関係国で合意しなきゃいかぬといふことだけでありまして、関係国である中華人民共和国と話をしないでここにそういう境界を画定するなり共同開発区域を設定するのはこれは認められないと、それだけのことで、どこがどういふ議論ではないわけでありす。

その前提になります東シナ海大陸だとは、これは中国の自然延長の上にあるものだから中国の侵すべからざる権利であるというところは、これはそれに反論しております日本の立場がひとりよがりだと先ほどおっしゃいましたけれども、これは決してひとりよがりではなくて、十分国際法及び国際先例に基づいた主張なわけなんです。したがって、これはもう正しいと思ってる議論は何と言われましても最後までそれを説いていくという姿勢で臨む以外にないと思えます。したがって、中国の抗議があるから日本の立場が少し弱いのではないかというふうにも思っております。

【委員長退席、理事福岡日出磨君着席】

中国の抗議の中の部分的には正しいところもあるが、部分的には日本と認識の違うところがある、その違うところは日本政府としては自信をもっている、いまの国際法及び国際慣行から見ても正しい、こう思っております。じゃその部分はどこかと言いますと、先ほど申し上げましたように、韓国と中国との間は中間線が画定される、その中間線の南へのずつと延長したところがあの共同開発区域の西南部分の八から九というあの線になっておるわけでありまして、六、七、八だけが日中があの首を出しているのはおかしいという点がござい

ますが、これは少し細かい議論になります、これは韓国と中国との間で韓中間線が画定されまうと解消する問題だと思えます。韓国が想定しております韓中間線と、日本が日本の持つておる地図で測定いたしました韓中間線とはいろいろ誤差があったわけなんです。それを調整いたしました、あのいまの共同開発区域をつくりまして、そのときに六、七、八という部分は韓国の目から見るとあれは韓中間線の韓国側だと、こう言うんですが、日本はそれは認められない、したがって、あの部分は日本から見ると日中間線ということで採用せざるを得なかった、この辺の部分も十分中国側には説明しております。

があつてこれがいつまでも紛争になる、これを何とかしなければとおっしゃる気持ちには私も同じでございますけれども、できれば円満に話し合ひで解決したいのですが、基本的には韓国と中国とが話し合えるような国際環境になりませんと、この共同開発区域の前提になります韓中間線の韓国側というところが画定できないわけでありまして、そういう問題がありますので、たびたび申しておりますけれども、協定の二十八条でこれは最終的に画定してない、また大陸だに對する主権の権利の主張に影響を及ぼすものでない、韓国は自然の延長が沖繩海溝で終わるという主張を引つめていないのと同じように、日本は韓国との間では中間線のところまでが日本の主権の権利の及ぶ限界であるという主張を、国際法上は引つめていないということが、二十八条で確保されておるといふことでございまして。

中国との関係は、したがっていまして何度も申ししますが、韓国との間で画定いたしましたときに最終的に決まる、そのときに微調整を要する部分はこれは微調整するべきである、こういう考え方でございまして。

○磯山眞君 いまのお話の中で、私は慎重に聞いていたつもりですが、日本側としては一体韓国との関係は主張すべきものは主張をしたと、しかし結果として最終的に妥協した、ですから理屈はたな上げをしたわけですね、理屈はたな上げをした。その結果、片方の中国なりあるいは北朝鮮との間に新しい紛争を呼び起こしたわけなんです。それに対して、いやそれは韓中間線がきちんとか決まれば、おのずから解決する問題だということ以外務省は逃げておりますけれども、私はそういう関係にならなと思う。それは単に中間線をどこに引くかという問題も大切であります、日本と韓国がこの地域で共同開発をするというところにも一つの問題点を中国側は指摘しているわけなんです。

ですから、国民感情論にもう少し突っ込んで言いますと、韓国との間には議論をした末に、お互いの主張はたな上げをして、留保をして妥協をし

た。ところが、対中国との関係は、理屈の言いっぱなしで妥協をしてない、こういう関係だけが客観的には残るわけなんです。その結果、中国側から、これはけしからぬじゃないかということ、俗に言う紛争地域として残されたわけなんです。紛争地域として残されたまま三十年、五十年これからかかるわけでありまして、これは国際的な友好関係から言つてみても好ましくない問題だというふうに思うわけなんです。

ここで私は、仮の話をするにしましては不謹慎かもしれませんが、いまま御説明があつたように、最終的に座標三十五から一まで中間線を引いて、いまの説明によれば、日中間線六、七、八と言つておられるけれども、この座標九を含めて、韓国と中国との間にきちんとか話さないと、少なくとも争いは残らない。それは韓国と中国との間で話をしても、韓国の主張は、できる相談ではないもの、ところないわけなんです。韓国と中国との間にはそう簡単に話し合ひはできない。しかし、日本と中国との間には友好関係を漸次高まりつつあるし、あるいは日中条約を結ぼうという機運にもあるわけなんです。韓国よりも日本側の方が中国に対して非常に話しやすい、至近距離にあることは御案内のとおりですね。これは仮定の話ですが、中国側にも言い分がある。大陸からの自然延長の中にこういうものを持つてきてもらつては困る。そこで、韓国と日本が妥協したように、中国もそれではここで妥協してもよろしいという話になつてきたときには、なかなかこれは理屈としてむづかしい問題に発展すると思ひます。日本と中国との間には妥協する国際的な関係があるわけなんです。しかし、韓国と中国との間には妥協する国際的な友好関係はないわけなんです。問題をこじらせるということ以外にないのではないかと私は心配するわけなんです。

そこで、もう一歩前に話をしますが、日本側がある中国側に説明をこれからもする、当然のことだろと思ひます。しかし、中国側が主権を侵されるという問題について強い反対の意思を持つ

とするならば、何らかの行動に出ることも想定をしなければならぬわけですね。何らかの行動というのには幾つか種類はあるでしょう。その実力という中にもいろいろ手段方法があると思ひます。この日韓の大陸だの問題が、いま私が申し上げましたような幾つかの理由をもってまだ中国側が納得してないわけなんです。だからそれを説得しなければならぬわけなんです。説得するまでも、い

まのところなさそうだと思うわけなんです。そうしますと、解決策としては別の道をとらざるを得ないというふうにいよいよ決断を迫られる時期にあると思ひます。いよいよ決断を私が申し上げましたのは、これから日中の条約締結の問題について交渉を本格的に再開するという時期にあるわけですから、尖閣列島の問題は別にしまして、この日韓大陸だの問題が日中の交渉再開あるいは具体的な交渉に重大な影響を及ぼさなければいけません。いかに私どもは考えるわけなんです。その点外務大臣はどういうふうにお考えになつておられるのか。

あるいは、これから本格的に中国との間に交渉を再開するわけですが、当然中国側からも問題の提起が行われているわけですから、これに對して日本側は受けて立たざるを得ない立場に置かれておるわけなんです。一方では友好関係を深めたい、一方では現実的に紛争が発生している、この事態を円満に解決するためにどういう方法をとったならば速やかに解決することができるとか。これはそう長い時間をとる問題ではない。きわめて短い時間の間に中国との間に十分に話を煮詰めさせなければならぬという、政治的に決断をしなければならぬ時期だと思ひますが、その点についての考え方を外務大臣からお願ひします。

○政府委員(中江要介君) まず前提のところ、私先ほどからるる御説明したことで御理解いたされたと思ひます。そこで、何らかの主張を中国の方からしてまいりまして、そこで新たな妥協を迫られるようなことになると心配だというふうな御趣旨の御質問だと思ひますと、先ほど来申して

おりますように、いまの国際法及び国際先例、慣行から見ますと、中国はあの斜線を引いている部分についてまで、国際法上当然の主権的権利の行使を主張することはできないというのが日本政府の立場でございます。それは韓中間線の韓国側にあるからであるわけです。

そこで、韓中間線の中国側につきましては、これは日本は中国と話し合わなければなりません。したがって、それは白紙で残してあるわけで、日本が中国との間で権利の主張について意見の相違がございませば、これは論争するなり、解決の道を求めるなり、あるいは実際の解決として妥協の道を求めるなり、これはいろいろの解決方法がありましようが、日本が中国と本気で話をしなければならぬ部分は、韓中間線の中国側の部分、つまり、いまの共同開発区域よりも南西に広くまだ延びていく東シナ海大陸だについては、これは日本は中国と話し合つて境界を画定しなければならぬ、この話はいつでも日本はする用意があるということを中国に申し立てることは、るるいままでも御説明したとおりでございます。にもかかわらず、中国は中国の立場で、あそこは——

あそこというのは、共同開発区域は自然の延長として、自分も発言権があるんだという主張をしておることもこれは事実ですけれども、これは先ほど来申し上げるやうに、非常に抽象的に申し上げておまして、どこの部分からどこの部分という話ではない。それにしても、その部分に中国の主権的権利があるという前提で話をしております。その立場自身は、これは日本としては認められませんが、これは認められないというゆえんを、話を継続しなければならぬと思ひます。

しかし、中国が認めなければ紛争となつて、向こうのこの抗議声明にも、これによつて生ずる一切の結果について、全責任を日本なり韓国は負わなければならぬという言い方がございますが、国際紛争というのは、国と国との間ではいろいろな形でいろいろな場面で起きます。そのときに、その紛争をどういうふうにして片づけるかということ

については、協定あるいは条約ではつきり書くこともございませうし、国連憲章の原則に沿つて解決するときもございませうが、日本と中国との間では、これは一九七二年の九月二十九日の日中共同声明の第六項で、日本と中国との間の紛争は平和的に解決するということがはっきりしたわけております。日中両国政府とも、共同声明の精神に従つてこれを発展させて、両国関係を定着させるという方針をとつておられますので、いかなる紛争でございませうとも、日中間ではこれは平和的に解決する努力をするということにならうかと、こういうふうに思ひます。

紛争の生ずることは、これは主張が違ひますればやむを得ないことではありますから、これは話し合いによつて解決しなければならぬ。しかし日本の立場は、それであるからといって譲るわけにはまいらない。日本の立場によれば、この日韓大陸だ協定は、南部の共同開発協定は中国の主権的権利を侵してない、こう確信しておるわけでありまして、またそれがいまの国際法であるという信念を持っておりますので、この協定について中国の同意が得られるまで待つとか、了解が得られなければこれは発効できないとか、そういう日本の立場に反するやうな、日本の立場を害するやうなことはとるわけにはまいらない。ただ、この共同開発区域のすぐ南の方に日中間で話をしなければならぬ大陸だなが隣接しておりますから、これは中国との間にはあくまでも平和的な話し合いで解決していくという努力は、これはいままでもやっておりますし、今後もしんぼう強く続けていく。そしてもっと大きな視野から、この南の方の大陸だなについての地下資源開発の問題を日中間で円満に話し合つていくという、そういう方向に進めるべきではないかと、こういうふうに思つておるわけでございます。

○磯山篤君 外務省が信念として言われていることについてはわかりません。しかし相手側が現実に納得をしていないわけです。このことは、最初日韓大陸だの交渉するときにも、国は違ひますけ

れども、同じような状況であつたことは間違ひないわけですね。韓国側は、これは朝鮮半島からのたなである、大陸のたなであるという説を持ち込んで、K1からK7までの鉱区をみずから設定をして、さあ来いという立場をとつたわけですね。三年間、お話をいたしますと、韓国と日本との間に法理論の争ひがあつた。日本が本当に中間線というものを日本の信念として堅持を争つて争つておれば、話はつかなくなつたというふうに思つたわけですね。前回の話にもありましたが、多少韓国側の主張にも理がある、それと同時に、急いでエネルギーの開発をしなければならぬという別な側面もあつたということを含めて政治的に妥協した、こういうふうになつておるわけですね。その部分ですが、私は幾つかの例を申し上げて申し上げたわけですが、エネルギーの開発の問題についてはちよつと除きますけれども、その前段の、わが国は法理論を三年間もがんばつたけれども話がつかない、韓国側が譲らない、そこで妥協した。いまも申し上げるやうに、中国と日本との間には日本はそれなりの理屈は持っているし、あくまでも最後まで主張しなければならぬ。しかし相手側、中国側も理屈を持っておつて納得してないわけですね。片方のところを政治的に妥協して、片方のところを政治的に妥協しない、こういう現実が客観的に言へば残つておるわけですね。その点がどうしても私どもに納得できないと言つておるわけ

です。私は前回も指摘をしましたが、昭和四十二年にエネルギーに関する答申が出て、それを契機にして石油開発公団法が設置をされてエネルギーの開発に力を入れた。そのことは十分経緯としてはわかります。しかしオイルショックの前四、五年間は、答申では自主開発を約三〇％に引き上げるべきであるという主張はありましたが、現実には通産省その他ではその計画が全然なかつた。どちらかと言へば、石油を買つてくる方が安上がりだ、そういう現実が石油ショックの前四、五年間というものは続いていたわけですね。急いで石油

を掘らなければならないという緊急性はなかつたのです。ないところにいきなりぽかんと共同開発区域ができたから、どうしてもこれはおかしい、納得できないということになるのは当然だと思ふのです。外務省があくまでも突つておられるのは、日本は、率直に申し上げてこの共同開発区域というものは、日本の業者が、あるいは日本の企業が独自に手をつけられる鉱区ではないか、こういうふううに考えるのも当然だと思ふのです。なぜ、あえて日韓との間だけで開発を共同してやろうとしてゐるのか、どうしても先ほどの説明では納得できない。妥協したというからには、妥協そのものを納得する以外に手はないぞというふうには思ひますけれども、ある程度理屈があつてやむを得ないというならばともかく、国民を納得させるだけのある程度の理屈に乏しいわけですね。

繰り返して恐縮ですけれども、ある部分では中間線論議がそのまま適用される、ある部分では大陸だな論議が持ち込まれる、ある部分では韓国が先に鉱区Kを出してきたから、これはしようがなく妥協したというふうな妥協論が飛び出すというふうに趣旨一貫をしていないわけですね。ですから、趣旨一貫をした態度がなぜとれなかつたのか、とらなかつたのか、その部分が解明されれば、本問題というのはあとは私は技術的な問題ではないかというふうに考えるわけです。繰り返して恐縮ですけれども、もう一度その辺について明らかにしていただきたい。

○政府委員(中江要介君) 日本は、先ほど来申し上げておりますやうに、一つの大陸だなをばさんで日本と韓国が相對して存在しているのだから、この境界は中間線である、したがつて座標三十五から三十七と下がつて、一も通つて六、七、八と、そこまでは日本の主張です。これはもう南も北も一緒であります。つまり一本の中間線で韓国と日本との間を分けよう。これが日本の立場でありますし、いまでもその立場であるわけですね。他方、北の方はすんなりと中間線だのに、なぜ南の方はそういうふうになつたのかという点は、

先ほど申し上げましたように、水の中にもぐって横から見ますと、あそこで大陸だなが切れているという韓国の主張に相当の根拠がある。ほんのわずかの根拠であるならば、日本ががんばれば韓国は恐らく譲歩せざるを得ないものだと思います。

しかし、足かけ三年の交渉というのは、非常に静かに法律論争が行われたわけです。何らの外国な静けり外の勢力の影響もなく、日韓両方で静かな法律論争を続けて、日本は日本であの中間線が、いかに正しいかということを証明するために、国際法学者の理論とか、国際司法裁判所の判例だとか、他国が行っておりまず先例だとか、そういうものを持ち出して、この程度のみぞは、これは無視して飛び越えて一つの大陸だと認識するの

が正しいと、したがってその境界は中間線である
 ということを何度も説明しました。これに対して
 韓国側もなかなか勉強いたしましたし、向こうは向
 こうでこれだけの幅と深さを持ったみぞが切り込
 んでいるときには大陸だなほもうそこで終わるのの
 だ、日本と韓国との間では一つの大陸だなを共有し
 ているのじゃないのだ、共有しているのはあの北
 の一本の中間線で処理できたところはそこは確か
 に一つの大陸だなを共有している。しかし南の方
 に来るとそれはそうではないと、この議論もまた
 これは客観的には相当の根拠があったわけです。

したがいまして、そういう平行線が続かなきゃならないのは、やはり國際法が大陸的な法理について未熟であつたために決め手になる理論的根拠がない。そこで、これは一番いいのは、國際司法裁判所に提訴して、法律的な決着をつけてもらふというのが法律的には一番すつきりするというところで提案いたしましたけれども、韓国はそれに応じない。それなら後はどうするかというと、延々と平行線の論理を、理論闘争を続けるのか、それとも前回も申し上げましたが、エネルギーの問題を解決する一助として、ともに資源の乏しい日本と韓国の間であるから、お互いの権利の主張の重なっているところを、論争はやめて、まず實際的に解決する、開発する道を遇ほうと、その方法と

して、幾つかある中の共同開発方式というものをやってみようということを決断いたしましたこの政治的決断が、一九七二年の九月の初めであったわけですね。したがって、この日韓大陸間協定の中に、法律的に完全な決着がつけられていないかということはそのとおりであります。しかし、そのことが将来の日本の立場を害してはならないので、協定に第二十八条を置いているということであるわけです。ところが、したがって韓国がこの部分に対して持つておる主張は国際法上相当の根拠があると、これは私自身がこの法律論争を自分でやりましたのでよく知っておるわけですが、これは相当の根拠がある、客観的に見てそう思います。

ところが今度は中国が、この共同開発区域の部分にまで自分が主権的権利を行使し得るという主張は、これは国際法的に見て私は根拠がないと、これはどこに行ってもそうだと思います。

〔理事福岡日出應君退席、委員長着席〕

中国もしたが、いまして、そのこと自身を論じているのではなくて、この大きな大陸だなを関係諸國の間で合意をして開発するのが正しいので、それをしないでやるのは権利の侵犯であるという言い方をしております、どの部分までが中国であつて、どの部分からが韓国であつて、どの部分からが日本の部分であるべきだというような、そういう判断の基準は何ら示していない。東海大陸だのは中国から自然の延長としてできた大陸だなどであるから、これは中華人民共和國の同意なくしてはいずれの國または個人も手をつけてはならぬと、こういう一般論でありますので、これはちよつと私どもとしてはそのままではいただきかねる。そのゆえんのことを中国によくいままで話しております、もう少し具体的に、じや韓中間線の引き方が間違つてゐるとか、あるいは日本と中国との間の境界面定はそれじや別途話をしようとか、そういうことになつてまいりますれば、先生のおっしゃいますように、日本が韓国と行つたと同じような理論闘争が中国との間で繰り広げられ

るかもしれないし、繰り広げられないかもしれない。これはやってみなければわからない、こういう状況がいまの状態であると、こういうふうに認識しておるわけでございます。

○樺山篤君　韓国とわが国との間の論争で、わが国は中間線というものをまず主張した、韓国側としては大陸なるいは自然延長というものを主張のまず中心にしてきた。で、日本が、韓国が主張するような大陸だな論争に巻き込まれると、これは全く話にならないんで、長い間中間線議論というもので対抗してきた。しかしその話の過程では、済州島から始まって座標一から座標九までを仮に割ったと仮定をいたしますと、その海溝あるいはたなというものについて、相当の韓国側の

言ひ分があると認めた、認めざるを得ない、そういうふう交渉の中で変わっていったわけですね。変わっていったということは、中間線理論よりも、韓国側が主張する大陸だなの論争の方が国際法理論的に見て分があると、いうふうに判断をした。しかしそれを全面的に認めるわけにはいかないうから、論争をたな上げにして、権利をたな上げしておいて、主張はお互いにあるものと認め合つて、中間線のところから、言いかえてみれば座標一から始まつて共同区域を設定をしたと、こういうふうにおつしやられることは、氣に入るか入らないかは別にしてみても、政治的に決断をした重大な要素というのは、韓国側が主張しておつた大陸だなの論争ですね、あるいは大陸だなの証明というものが政治的に決断をさせる大きな要因であつたというふう理解をしいていいんですか。

○政府委員（中江要介君）　そういう理解ではない
ということを先ほど私申し上げたつもりなんです
が、つまり法律論争としては平行線なんです、最
初から。日本は日本の中間線が一〇〇％正しいと
信じていつまでも論じ続けますし、韓国は韓国で、
日本は中間線を主張し得るような大陸だなを共有
しないと。あのみぞのところで切れている、だか
ら日本はそもそもここに何の権利の主張もできな
いんだと。自分の権利はどこで終わるかというと、

あのみぞの手前で全部終わっている。この主張は三年間同じなんです。どちらがどちらよりも有利——理論を展開しているうちに多少形勢が有利かな、不利かなということが今度の実際の解決を導いたのではなくて、どちらが有利とも不利ともつけられない状態が続いていると、それをいつまでも続けることがいいのか、それともそれはもういいかげんに論争ばかりしているのが能ではなくて、この資源を開発することが目的ならば、資源開発に資する何らかの方法はないものかということとで共同開発ということになっておりますし、そのことを何よりも証明しておりますのが、共同開発は全くの折半という考え方になっておるわけなんです。

で、どちらかが有利というのではなくて、どちらも同じ程度に主張し続けたから、これの重なところは共同で開発して、そうして出てきた油は五〇、五〇で分けるということで完全に二つに分ける、出てきた果実は二つに分けるという實際的解決がとられたのは、日本も韓国も譲らなかつたからです。両方とも譲らないということが平行線で続いた中で、そういう實際的解決をしたのは、先ほども申し上げましたように、これは政策的判断であつて、法律的な強弱とかなんとかということとは全く関係がない。そのことをはっきりさせるために協定の二十八条を置いたと、こういうふうな御認識いただきたいわけでございます。

○磯山篤君 交渉の時間的な経緯から考えてみると、いまのお話というのは少し問題があると思うのですね。私が交渉の時間的なことを申し上げましたのは、その共同開発区域全体に対する考え方、構想あるいはまあ分け方を含めてですね、分配だとか、費用だとかいろいろなものを含めて中国側の言い分に納得できるものがあつたからまとめたわけじゃないんでしょう。少なくとも政策的に妥協したというのは、あの共同開発の中心について妥協したというものはあの協定で出ていますけれども、その前段の議論としては、中間線よりも日本側になぜはみ出してくるんだと、はみ出して鉾区

を設定したのか、あるいははみ出して鉱区を設定して、そこでK7と韓国が称しながら開発するのはけしからぬじゃないかという論争から出発しているわけですね。いきなり共同開発区域についてのあり方を相談をして、双方が納得できる見通しがあったから政治的に妥協したという問題じゃないんですよ。ところがいまの説明では、どうもそんなふうに関係するわけですね。時間的に言えば、もっとその以前の問題が論争的になっているわけですね。そこで局長、韓国に相当の理由があることを認めたその理由とどういふ理由ですか。どうもいままでの御説明でははつきりしない。

○政府委員(中江要介君) 沖繩海溝によってあの大陸だのはあの部分で切れているという韓国の主張には相当の理由があると、こういうことでございませう。

○磯山篤君 そうしますと、海溝とかたなというものが日本側としては納得をする、ある程度譲歩しなければならぬと、韓国にも理屈があるなどという判断になったものですね、沖繩海溝、ここで言うところの沖繩海溝とかあるいは大陸だなどというたな論争をめぐって、これはこのまま論争しておいてみてしようがない、韓国にも相当の理由があると認めたのは、海溝とかたなというそういう部分ですか。

○政府委員(中江要介君) つまり、日本は海溝があってもそれは無視し得ると、一つの大陸だなどという議論です。韓国はその海溝のところまでしか、大陸から自然の延長は海溝のところまでしか延長がないと、そこで切れているという議論です。この日本の議論と韓国の議論という議論争して国際法的に調べてみますと、これは双方に理由があるというものでありますので、これは国際司法裁判所あたりで判決を求めるにふさわしいくらいに伯仲の議論である、これは客観的に見まして、そこに至ります前に経緯のことをお話ししました、最初に日本は韓国にこの話をしようとしたときに、韓国は話し合う必要がないという立場であったわけですね。なぜかなれば、日本は大

陸だなを持たないから境界を論ずるまでもないという立場から韓国は出発しております。日本はそうではなくて、一つの大陸だなのだから中間線を引かなきゃなりませんという議論をして、韓国は決て応じてまいりまして、双方で論争しまして、そして五分五分の議論だといふところが二年余り続いたと、こういうことでございませう。

○磯山篤君 納得はできませんけれども、前に進みます。

さて、そこで外務大臣、お伺いをしますが、直接大陸だなるいは共同開発区域とはかわりありませぬけれども、尖閣列島の問題というのは国会の中でも大いに審議をされました。議論をされたわけですね。いよいよ日中の交渉を再開する、三十日ごろから再開をするというふうに新聞報道では伺っているわけですが、本格的に外務大臣あるいははしかるべき政府の責任者が、中国との間に交渉を再開する具体的なプログラムというものになっているかどうか、まず最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(岡田直君) 交渉再開の決意を総理はされまして、いまや与党に対する理解を求めている事態、これもだんだん終りまして、きょうある事案の理解が求められるのではなからうかと、総理は判断をしておられます。これがあれば、総理がいままで言われたところは、しかるべき時期に公開の国会で決意を表明をし、再開するという決意を表明をし、そしてまた各党の協力を求めなければならぬこととありますから、各党の理解も得て、それから中国に条約締結のため交渉を再開をしたいと、こういう申し入れをされるわけでありますが、その中国に対する条約締結のための交渉を再開したいという申し入れは、来週ぐらいにやりたいというのが総理の計画でございませう。そこで、それから先どのような手順、段取りでいくかは、相手もあることでございませうからそれから先決まることとございませう。

○磯山篤君 副権問題を含めて広範な交渉、協議になると思いますが、よく限ってお伺いをすれば、いま問題になっております大陸だ協定にまつわる問題について、中国側から強い抗議の意思が表明されております。それからもう一つは、尖閣列島あるいは諸問題と言った方がいふんでしよう、出てくるわけですが、当然この二つの問題についても今回の交渉の再開、条約を締結するといふ立場で行います交渉再開では議題になるものと思ひます。またこれも日中平和友好条約を締結する上からも円満に解決されるものと信じたいと思ひます。態度をお持ちですか。

○國務大臣(岡田直君) いよいよ交渉に入るとなりましますといふような問題が出てくるわけでありますが、交渉の内容についてはいま申し上げることが差し控えたいと存じます。

○磯山篤君 まあ、了解というわけにはいきませんけれども、前に進めたいと思ひます。

通産大臣にお伺いをするわけですが、過去、本会議あるいは委員会では融資の問題について政府の統一見解が出ました。最初、大臣からの答弁は、一般論として紛争のあるところでは石油の開発に当たって投資は行わないと、こういうふうな御答弁があったと確認をします。それからその次の段階では、具体的に日韓大陸協定に關連をして、この共同開発について紛争地域であるので融資をしない、こういうふうな議論を讀ましていただいたわけですね。いまの私の理解で間違いないわけですか。

○國務大臣(河本敏夫君) この共同開発地域に対しては中国側から異議が出ておる間は投資をしない、こういう趣旨でございませう。

○磯山篤君 先ほど外務省のお話では、関係国が十分に相談をしたい、相談できる条件であればよいがと、こういうことが言われたし、また私どももそう思うわけですね。そういうふうな期待感を持っておりませぬけれども、現実には国がある国、ない国があるわけですから、いま大臣から答弁がありましたように、中国側からの抗議の意思が発動されている間はというふうに「中国」という固

有名詞が使われたわけですが、現実には中国からは嚴重な抗議が来ておりますので紛争といふことは当然考えられるわけですが、先ほど外務省からお話がありましたように、関係国四国、四つの国という中には北朝鮮も私は含まれているといふふうな理解をいたします。一方の中国との間に話が円満につけば財政的な援助、投資資といふものは行われるといふふうになるわけですが、北朝鮮からの抗議なりあるいは申し入れといふのは現実にあるわけですが、これは北朝鮮と日本との間に、この大陸だなるをめぐっての紛争はないものといふふうな理解をしているんですか。それとも、いや、紛争は抽象的にはある、しかしそれは韓国と北朝鮮との間の将来的な問題が解決されれば、その時点で解決するといふふうにお考えになるのか、その点いかがですか。

○政府委員(中江要介君) 大韓民国政府を承認しております日本政府から見ますと、北朝鮮の言っておりますことには根拠がない。つまり、この大陸だなるこの部分についての関係国は日本と韓国であつて、日本と北朝鮮ではない。これははっきりしております。先ほど関係四カ国と申しましたのは、東シナ海大陸だなるに面している国は四つあるけれども、それぞれのかかわり方が違つてありまして、日本は中国と韓国との間に境界が必要だと、韓国は北朝鮮と中国と日本と、この三つの間に境界が必要だと。北朝鮮は韓国と中国との間に境界が必要だと。中国は北朝鮮、韓国、日本、この三つと境界が必要だと。それぞれ隣接あるいは相対している位置に基づく違いがございまして、どこからつづきまして日本と北朝鮮との間で話し合うべき部分は全くないといふのが実情でございませうから、北朝鮮がいふいろいろな意見を述べておりますことが、日本について紛争であるといふ認識は全くございませぬ。

○委員長退席、理事福岡日出磨君着席
○磯山篤君 その次に融資の問題についてさらに伺ひをするわけですが、この四月の十一日の大蔵委員会で、私は石油税の一部改正の際に質問を

いたしました。といいますのは、この日韓大陸だ
なに関連して、投融資の対象になるかならない
か、どういふ割合でなるのかということをお伺い
したわけですが、一方では紛争があるから、それ
は融資をしないということで、問題は解決はして
いるわけですが、理屈の上から言えば制度
上の問題が残るわけです。

そこでお伺いをするわけですが、それはこうい
うふうにお伺いがあったわけですが、「制度的には、
日韓大陸だとは日本の大陸だ」として石油開
発公団の投融資がでると答弁したわけですが、この答
弁につきまして、御指摘の点を踏まえ、政府と
して改めて今会期中に答弁いたします。こういう
ふうに保留をしておいたわけですが、したがって、
すでに御用意はされておられると思いますので、これ
は紛争地域は融資をしないという話は別にしまし
て、政府の統一見解を発表するという事になっ
ているわけでありまして、この際ひとつ明らか
にさせていただきたいと思ひます。

エネルギー庁ですか、どこになりますか。大蔵
省ですか。

○政府委員(橋本利一君) 石油開発公団につ
きましては、一般的に申し上げますと、周辺の大陸だ
なあるいは海外における探鉱活動に対して資金融
通ができるということになっておられるわけですが、
したがって、現に国際紛争のある地域あるいは紛争
のおそれのある地域については投融資を行わない
ことが適当である。かように考えておられるわけ
でございます。本共同開発地域につきましては、具
体的には石油開発企業から投融資の申請があった
段階において、なお中国からの抗議が続いておる
という段階においては、投融資の対象といたさな
い、かように考えておられるわけでございます。

○磯山篤君 私指摘しましたのは、現実に中国
から抗議がありますから直ちに申請があったとし
ても投融資の対象にならない。十九条の発効はで
きないということになるわけですね。
私の質問したのはその紛争という問題を除

いて制度的な問題として、この日韓大陸だの石
油開発公団が融資をする場合に、これは海外の扱
いになるのかあるいは国内の大陸だとしての扱
いにするのか、その点を議論をいたしましたけれども、
十分に意思が相通じなくて保留になっていた話で
す。と言いますのは、日本の大陸だ、国内の大
陸だというふうなまだ確定をしていないわけ
ですね。しているか、いないかの問題が微妙に残っ
ているわけですが、海外の扱いになった場合の融資
のポリシームというものと国内の扱いとは違わ
けです。そこで、私は繰り返して大蔵委員会でお伺
いをしたわけですが、これはどちら側の対象にな
るか、それはどういふ根拠に基づいて行うのか、
その点を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(橋本利一君) 将来の問題といたし
まして、中国側と話が円満にいったわけにおきま
して、公団法十九条の一項一号に掲げております「本
邦周辺の海域における石油」という解釈でござい
まして、具体的に投融資を実施する場合には、周
辺海域における探鉱事業費ということで投融資す
ることになるかと思ひます。

○磯山篤君 これはわかりました。しかし、し
ばしばしばお話しを聞いていますのは、国内大陸だ
な、これはいままお話がありましたのは、本邦周辺と
いうそういう立場ならば、これは国内の大陸だ
なであるとかないとかいふ議論はある程度外に置
いて本邦周辺といふことが言ひ得ると思ひます。
しかし、他の委員会に出されております資料で私
は疑念に思ひましたのは、国内大陸だ、海外と
こういふふうに区分けをされているので、どうし
ても問題が残るわけですね。本邦周辺といふのは、
そうなりますと、いわゆる投融資の対象としては
国内といふ解釈になるんですか、ならないんです
か。

○政府委員(橋本利一君) いま分けられた分類
からいいますと、国内といふ解釈になるかと思ひ
ます。ただ、御承知のように、石油開発公団が投
融資する場合に海域に限っております。同じく
国内といふ定義づけをいたしましたとしても周辺の海

域、こういう意味でございまして、陸地の方は対
象にならないわけでございます。

○磯山篤君 わかりました。五十三年度の石油開
発公団の予算書を見ておきますと、この投融資の
予算総額というのには六百億ですね。この六百億の
予算規模の中には積算として日韓大陸だな部分の
この協定で言えば探査の部分、現行法で言えば試
掘ですね、こういう部分が積算として含まれてい
ないといふことは承知しますが、そういう理解でいい
ですか。

○参考人(江口裕通君) 五十三年度予算にはその
積算はございません。

○磯山篤君 そこで、これには私なりの解釈をす
ると、一つは、紛争があるから積算をしなかった
というそういう好意的な理屈も立てられるでし
うし、それからもう一つは物理的な立場から言へば、
特別措置法が成立していないから組みようがない
い、こういう理屈も私は成立すると思ひます。な
さて、そこで来年度、政府とすれば大陸だな協
定及び特別措置法が成立をするという事を予定
して、当然この八月には予算編成をしなされる
ぬと思ひますが、どういふ考え方のものと大陸
だなに関します融資を考へられているのか、もう
すでに研究は進められていると思ひますので、こ
の点をお考えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 石油開発公団の投融資
の規模と申しますのは総枠として設定いたしまし
て、個別のプロジェクトごとにもつきとというこ
とではございません。もちろん、総枠を設定する
に当たってはいろいろなプロジェクトの進捗状
況といふものを勘案しながら決めるわけござい
ますが、総枠は総枠として現実に適宜プロジェクト
が出てきた段階におきましてその総枠の中から
投融資をしていく、こういうこととございまして
で、本来、日韓大陸だながどうなるかという
こととは直接的には関係がない、こういうこ
とでございます。

○磯山篤君 制度上の問題でお伺いをするわけ
ですが、石油開発公団法の第十九条の第一項では、

いまもお話がありましたように、二号で「海外及
び本邦周辺の海域における石油等の探鉱及び採取
に必要な資金を」といふふうに、「探鉱」といふ
に指定がしてあるわけですね。現在の鉱業法に基
づきますと、試掘あるいは探掘、いずれも試掘、
探掘といふものがついていておられるわけですが、
今度の特別措置法ではいままと、現行法で言
います試掘、探掘といふものが変わっております
わけですね。探査権、探掘権といふふうに変わ
つておられます。そうしますと、石油開発公団法十九
条の「探鉱に必要な資金」といふのは、現行法で
は試掘に關しては投融資ができませんけれども、特
別法は探査権でありましてこれは意味が非常に
違ひます。意味が違ひますといふのは、対象が違ひ
ます。制度上は考へられるわけですが、その点
はどうか。どういふふうに法律を解釈をされて
いるんですか。

○政府委員(橋本利一君) ここで、十九条第一
項に言っております「探鉱」の概念でござい
ますが、これは物探から始まりまして試掘、探掘、今回
の特定鉱業権の中の探査権といふのもこの範
疇に入るわけでございますので、中国との話し合
ひが完了した後、かつ石油開発企業の希望がある
場合にはこの規定で対処し得るわけでございます。

○磯山篤君 しかし、現行法では具体的に石油開
発公団が投融資したり、あるいは債務の保証をす
るというのには限定されておられます。それは現
行法で言う試掘にかかわる部分だけではないで
すね。しかし、探査については石油公団法では
できないはずだと思ひますけれども、これはどう
なんですか。

○政府委員(橋本利一君) 「探鉱」といふ概念は、
ただいま申し上げましたように物探、試掘、探掘
といった各段階を含めて「探鉱」と言つてお
るわけでございますので、従来からも物探等も対象
として投融資をいたしておられるわけでございます。

○磯山篤君 解釈はわかりましたけれども、現実
の問題として物理探査をやっているものについて

石油公団は全面的に七割ないし五割の融資というものをやっているんですか。

○参考人(江口裕通君) 公団の業務の中身でございませうけれども、業務方法書の中に一応石油等の探鉱という定義を設けておきまして、その中身を読み上げますと、「石油及び可燃性天然ガスの賦存の有無、範囲及びその商業的採取の可能性を調べる活動並びにこれに必要な権利の取得をいう。」ということとございまして、探鉱に必要な経費というところの中には、いま御指摘のありましたようないわゆる物探あるいは地質調査というようなものを一応対象に、それが必要であれば対象にしてやるというたてまえになっております。

○磯山篤君 わかりました、たてまえはそうだと。しかし現実はかなり違っていますよね。そのことはいいでしょう。

さて、その次にいきますが、過日の当委員会でもお話がありましたように、仮に紛争が続いている間は石油開発公団の融資ができない、しかしいま予想されているところでは自己資本で探査を始めるところもある、こういうお話を聞いていたわけですね。さてそこで、自己資本、自己資金、あるいはその他の銀行なりいかなるところから金を借りて探査を始める、開発権者になって仕事を始める、あるいはチーフになるということになると思いますが、かなりの金が探査の段階からかかるわけですね。しかし、いま資料に出されております三つの日本の企業の実力から考えてみまして、これは借金をせずにやるといふことはなかなかむずかしいのではないかとおもうに思いますが、まあどういうやり方をするかはわかりませんけれども、それで、小さく割り切りました鉱区一から九までの間どこから始めるかよくわかりませんけれども、まあボーリングを三本なり五本、七本打った、それはもう自分の金で打った、ところが幸いに中国との間に話がまとまって円満な状態になったということになりますと、この出資、融資あるいは貸し付けの立場からいへばその段階から投融資の対象になる、こういうふうに私は思うわけですね。そ

の場合に、最初のボーリング一本目から融資の対象にしてほしいという申請もあるだろうし、あるいはボーリング五本目になってから、五本目からでなければ融資の対象にしないぞという、そういう問題点もあると思えますけれども、いま私が申し上げました例から考えてみて、中途で中国との間に紛争がなくなったという、そういう状況の中で一本目からもう一遍始めるのか、それとも途中の五本目から申請があればそれは五本目から融資の対象にするのかという点はいかがですか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘の点二つほど問題があるかと思えます。一つは、現在この共同開発地域につきましましては、御承知のように本格的な探査活動を行っておりませんので、果たして探鉱費あるいはひいては開発費がどの程度要るかということはわからない状況でございますが、ただ現在御審議いただいております特別措置法の中で、いわゆる開発権者を許可するに当たりましては、技術的能力とあわせて事業を的確に遂行するに足る経理的な基礎があるかどうかというところを審査することをいたしております。そういう観点に立つて、事業を円滑に実施し得るような者に對してのみ開発権を与えるということになろうかと思っております。

それから二番目の問題といたしまして、中国との間に話し合いがついた後、具体的には過去の投資、探鉱費についてまで石油開発公団で対象にするかどうかという御指摘かと思えますが、これは端的に申し上げまして、石油開発公団は将来必要とする事業費を対象といたしまして投融資をいたすわけでございますので、

〔理事福岡日出磨君退席、委員長着席〕
御指摘のように、将来石油開発公団で共同開発地域につきまして投融資ができるという段階におきましても、過去の事業費にまでさかのぼってこれを対象とするということはありません、こういうこととでございます。

○磯山篤君 まあ過去にさかのぼって探査のすべ

い、申請があった時点からそれは対象にするんだと、こういう筋のことがよくわかりました。

さて、そこで現実問題として、紛争が長く続いているということは企業の立場から言えば独力でやらなければならない、こういう問題が残るわけですね。紛争が早く円満に治まれば、その期間は短いから、経理的なあるいは財政的な犠牲というものはわりあい少ない。しかし、これが二十年も三十年も、極端な例を言いますと、この協定の有効期間中五十年の間続くということになりますと大変なことだと思ふ。政府がこの石油開発、石油の問題、資源問題は戦略物資だというふうな位置づけるとすれば、石油開発公団の援助とは別に何らかの援助を考えなきゃならないというのは、常識的と言っちゃ語弊がありますけれども、感情的にはそういう気分になってくると思うんです。そういうことについて、もうすでに紛争が長期間にわたると思ふので、その点についてどういうふうな国としての財政的な補強工作というものをやろうとしているのか、あるいは全くないもの、そんなものは、勝手に地方銀行なりあるいは開発銀行から金を借りてやればいじやないかというふうになるんですか。その点あらかじめひとつ伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 直接お答えいたします前に一般的に申し上げておいた方が御理解いただきやすいかと思ひます。

まず、この周辺大陸だと申しますか、周辺海域で探査活動をする場合、一般的に申し上げまして、これは石油開発公団の対象になるわけでございます。幸いそれが開発に入るといったところまでのデータが収集できた場合には、開発銀行からの融資の対象になるわけでございます。その他いろいろ自己調達資金といたしまして市中の資金あるいは自己資金等をこれに充当する、こういう形で資金調達をいたすことになるだろうと思ひます。いまの御指摘の点でございますが、私たちいたしましては、紛争のある地域あるいはおそれのある地域等については、その探査事業に対して石

油開発公団から投融資しないことが適当であるという立場に立っておりますので、問題が解決するまでの間、関係企業に対して財政的な措置を考へるといふ立場にないわけでございます。われわれといたしましてはできるだけ早く中国との話し合いがつくことを期待して、それまでは石油開発公団の投融資を差し控えるという立場をとらざるを得ないということとでございます。

○磯山篤君 これは一般論で恐縮ですが、今回の協定及び特別措置法も、国と国との取り決めではありますけれども、実際に開発をやりますのは民間ですね。今回に限らず、すべてのものが民間の活力を重視するという政府の方針であることは十分に承知をしますが、昭和四十二年のエネルギーに関しましては客中を見ましても、あるいは石油開発公団法ができました後の客中書を見ておきますと、もつと国及び石油開発公団が直接間接乗り出して戦略物資の確保に十分に当たらるべきだというふうに客中がされていくわけでありまして、そういう立場から言いますと、今回のやつについても民間でしかりやらないという程度になつていくわけですが、これは一般論として申し上げるわけですが、もつとこの戦略物資の安定的な供給という問題については政府及び公団がもつと真剣になつていただきたい。これは単に金を貸す、融資をするだけでは本来能がないではないかというふうに思ひます。いすれこの問題について後ほど伺ひをします。

さて、この特別措置法をずっと見ましても、ところどころにその国の法令というふうなものが書かれておりますが、これはいきさつ上当然なことだと思ひますが、この特別措置法を十分審議するに当たって前提条件として私は二つだけまず伺ひをしておきたいと思ひます。

その一つは、この共同開発区域、韓国側から言へばK7の鉱区、領海法の実施に伴ひまして、口上書で一部修正をしましたが、この共同開発区域K7というものは韓国の主張した座標一から始まる共同区域をそのまま認めたものであるというふ

うに理解をしていいわけですね。

○政府委員(中江要介君) そのとおりでございます。

○磯山篤君 もう一つ。それから共同開発区域の中、中から第一から第七まで線引きがされております。これもあらかじめ韓国側が決めた、あるいは韓国側から主張があったものを日本政府はそれを認めて、領土をそれぞれ九つに分けをした、こういうふうに理解をしていいわけですね。

○政府委員(中江要介君) これはあるいは資源エネルギー庁から御説明された方が的確かもしれませんが、私が、私どもの認識では、韓国のすでに開発を始めておられるところ、わが方はわが方で、領土の申請が受理されておりました、そのわが方で開発しようと思っておりました区域との重複した部分を整理して一から九までにした、こういうふうな御理解をいただければいいかと思っております。

○磯山篤君 日本側は主張は持つておいたものでしょうけれども、すべて韓国側の主張で決まったということですね、どういう理屈を言おうとも、そういうことではいいわけですね。第一から九までについても前と同じように韓国側の主張をそのまま日本は追認をした、そういうことではいいわけですね。

○政府委員(中江要介君) これは先ほど私が申し上げましたように、先方の区分けと日本側の領土申請との重複したところを整理したのが一から九までである、こういうふうに認識しております。

○磯山篤君 そう言われますと少しだしておかなければならぬわけですね。それは韓国側の第一から九まで分割したやつを、いろいろいささうがなかったけれども、それをそのまま認めたというならそれはそういう決め方があると思うからいいのです。しかし、日本側が主張しておいて韓国側も主張があつて整理をしたということになりますと、日本側の第一から九まで面積にしてみまますとかなりアンバランスでありますね。それから第三紀層の厚さもずいぶん違いがありますね。そういうことについて日本側は科学的に、物理的に

にどういうふうな判断をして韓国側にぶつつけて、結果として一から九までの小領土に決まったのか、科学的にひとつお話しをいただきたい。

○政府委員(三宅和助君) これにつきましては、当時日本側としては三社出願しておりました、韓国側は四領土、四権者がいたわけでございます。そこで、その日本側の三社とそれから四領土権者との組み合わせを考へまして、ダブったところを九つに分けたということでございます。そういう意味の技術的な調整はしていないわけでございます。

○磯山篤君 掘ってみなければわからぬということとはよくわかりますけれども、第一から九までと第一から九までの開発権者が平等、対等に数は出たといつても、やっぱり一つの領土について、チーフができるわけですね。操業管理者が出るわけですね。九つというところは奇数になるわけですね。そうしますと、操業管理者につきましても、結果として、韓国との間に平等になるということとはむずかしいと思つておられます。これまた奇数になるわけですね。どちらが偶数でどちらが奇数になるかはよくわかりませんが、これもまたある意味では大変な問題を惹起する可能性を持つてゐるわけですね。そこで、そういうふうな将来の経済的な利益などを全部含んで一から九まで日本側は提案をしたと思つても、かなりアンバランスがあるわけですね。第一から九まで日本側は提案をしたと思つても、かなりアンバランスがあるわけですね。第一から九まで日本側は提案をしたと思つても、かなりアンバランスがあるわけですね。

○磯山篤君 掘ってみなければわからぬということとはよくわかりますけれども、第一から九までと第一から九までの開発権者が平等、対等に数は出たといつても、やっぱり一つの領土について、チーフができるわけですね。操業管理者が出るわけですね。九つというところは奇数になるわけですね。そうしますと、操業管理者につきましても、結果として、韓国との間に平等になるということとはむずかしいと思つておられます。これまた奇数になるわけですね。どちらが偶数でどちらが奇数になるかはよくわかりませんが、これもまたある意味では大変な問題を惹起する可能性を持つてゐるわけですね。そこで、そういうふうな将来の経済的な利益などを全部含んで一から九まで日本側は提案をしたと思つても、かなりアンバランスがあるわけですね。第一から九まで日本側は提案をしたと思つても、かなりアンバランスがあるわけですね。

○磯山篤君 掘ってみなければわからぬということとはよくわかりますけれども、第一から九までと第一から九までの開発権者が平等、対等に数は出たといつても、やっぱり一つの領土について、チーフができるわけですね。操業管理者が出るわけですね。九つというところは奇数になるわけですね。そうしますと、操業管理者につきましても、結果として、韓国との間に平等になるということとはむずかしいと思つておられます。これまた奇数になるわけですね。どちらが偶数でどちらが奇数になるかはよくわかりませんが、これもまたある意味では大変な問題を惹起する可能性を持つてゐるわけですね。そこで、そういうふうな将来の経済的な利益などを全部含んで一から九まで日本側は提案をしたと思つても、かなりアンバランスがあるわけですね。第一から九まで日本側は提案をしたと思つても、かなりアンバランスがあるわけですね。

○磯山篤君 掘ってみなければわからぬということとはよくわかりますけれども、第一から九までと第一から九までの開発権者が平等、対等に数は出たといつても、やっぱり一つの領土について、チーフができるわけですね。操業管理者が出るわけですね。九つというところは奇数になるわけですね。そうしますと、操業管理者につきましても、結果として、韓国との間に平等になるということとはむずかしいと思つておられます。これまた奇数になるわけですね。どちらが偶数でどちらが奇数になるかはよくわかりませんが、これもまたある意味では大変な問題を惹起する可能性を持つてゐるわけですね。そこで、そういうふうな将来の経済的な利益などを全部含んで一から九まで日本側は提案をしたと思つても、かなりアンバランスがあるわけですね。第一から九まで日本側は提案をしたと思つても、かなりアンバランスがあるわけですね。

ね。それはどういうふうな区分けですかね、海溝を切ったのか、そうでなくてこれは緯度で整理をしたのか、あるいはその他の理屈があると思うんですね。この点について、いままで納得できるような御返事がなかったんですけれども、きょうはぜひひとつその点について、日本側はこういう根拠で資料を出したというのを明らかにしてもらいたいと思つておられます。

○政府委員(三宅和助君) 共同開発区域というのは、すでにアジア局長の方からお話しになりましたように、日本側の権利の主張とそれから韓国側の権利の主張がダブったところを共同開発区域にした。したがって、その当時日本側としては三社が出願をしていて、ちょうどダブつてゐるこの地域については、韓国側としては四領土権者があつたと。したがって、日本側の三社と韓国側の四社の組み合わせでそれが物理的に重なつた同じ業者の分の組み合わせで九小區に分れたといふことでございます。したがって、それ以外の考慮といふものは当時なかった。ただ、先生御指摘のとおり、操業管理者をどう指定するかという問題は、これまた別途の問題でございます。小區域の中で兩國がそれぞれどういふ形で操業管理者をとるかといふことは、協定の六条なり、あるいは合意議事録の第六項で書いてあるわけでございます。

○磯山篤君 歴史的にいへば、韓国側の方は、一九七〇年の一月一日に海底鉱物資源開発法をつくつたときに、附則でもう第一から九まで指定したわけですね。相手側の方が先に土俵を持ち込んできたわけですね。たとえば、日本側も共同区域内で、いまお話があつたように、数社が探索をして、おつたことはよくわかりますけれども、しかし相手側の方はもう最初から法律で線をついてきたわけですね。小區域については線を持ってきたわけですね。日本に持つてきたわけですね。そして、これをのみなさいと言つたわけですね。それはそういう区分けはだめだと、小區域の区分けはだめだと、日本側としてこういうふうな領土の分け方をすれば公平であるとか、あるいはお互いに財政的に費用の面で十分可能だといふふうないろいろ議論があつたと私も想定するわけですが、どうもその点ははっきりしないんですね。私は、韓国側の言い分をそのまま認めたというならそれでいいと言つてゐるんですね。しかし、そうじゃないというから、それならもっと科学的な根拠を示していただきたいと思つておられます。

○政府委員(橋本利一君) 私からお答えしたいと思つておられますが、まず経緯的には先ほど来つたお話が出ておられますように、自然延長論をとるか、中間線論をとるかといふことで、事実上共同開発することであるといふことになつたわけでございます。その前に、日本側の現在の先願三社は昭和四十二年ごろからこの地域において鉱業権の出願をいたしておつたわけでございます。御指摘の韓国の場合は、昭和四十五年の海底鉱物資源開発法によりまして韓国側は租界権を設定するといふ形になるわけでございます。いすれにせよ日本側の出願領土と韓国側が付与したところの租界権とが重複するといふ、科学的といふよりも、むしろ即物的、事実的な現象として重複が出てきたといふことでございます。その重複と申しますか、組み合わせによりまして九つの小區域が設定されたといふふうな理解をいたしておるわけでございます。日本側としては海底鉱物資源開発法が韓国で制定される以前に出願しておつた領土と重なり合つてきたといふところに問題のポイントがあると、このように御理解をいただきたいと思つておられます。

○磯山篤君 まあ完全にわかつたということにはなりませんが、よく経緯はわかります。わが国としては、この協定に基づいていま特別措置法が論議をされてゐるわけですが、韓国側は日本がいま審議してゐるような特別措置法といふものは決められただけですか、あるいは目下審議中ですか。中身についておわかりならば明らかにしていただきたいと思つておられます。

○政府委員(中江要介君) 私どもの承知して

ますところでは、日本がいま御審議をお願いしているような協定そのものから淵源します特別措置法といったような形ではなくて、韓国側の措置はこの協定を根拠としたしまして海底鉱物資源開発法その他所定のそれぞの国内法の適用によって協定を実施していくと、そういう仕組みになっておるように聞いております。

○磯山篤君 まあ新しいものはたぶんつくらないだろうと、この協定が発効する以前から、あるいは特に協定を調印をした段階では、すでに韓国側の計画に基づくK1からK7までの計画があったわけですね。それに基づいて韓国政府が企業またはメジャーとの間に結んだ契約書があるわけですね。この契約書がそのまま今回の韓国で言うK7、日韓との間で言う大陸だ協定に韓国側としては適用するんだというふうに理解をして間違いないでしょうか。

○政府委員(三宅和助君) 基本的にはすでにアジア局長の方から御答弁しましたように、韓国側には海底鉱物資源開発法がすでに一九七〇年にできておりまして、最近では一部七七年に改正しているわけでございます。したがって、これが基本法といたしまして、それをある程度補完する意味におきまして、それを先生御指摘の開発契約というものがあられるわけでございます。したがって、基本法はこれでございまして、それを、ここに書かれてないそれ以外の若干の部分その開発契約というものが補完するというところで、基本的には動いておるということに御理解いただきたいと思ひます。

○磯山篤君 多分そうではないかと私も判断をしますが、その鉱物資源開発法、あるいはその後改正をしたものを含めまして、韓国政府がメジャーとの間に結んだ契約書の概況というものを私は資料としていただいているわけですが、これを見ますと、すでにこの日韓との間に大陸だ協定を結ぶ以前から、大陸だ協定というものを想定したかどうかはわかりませんが、大陸だ協定に準拠した契約書が結ばれているわけですね。その

の点は外務省の方でもつかんでいると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(三宅和助君) 実は、この当時の開発法にいたしまして、開発契約にいたしまして、一応単独開発ということをお前提にいたしたものでございまして、実は資料にお配り申し上げたのは、そういう意味におきまして単独開発を一応前提にしたものである、ただ、その後この協定がまとまりまして、新たに開発契約が協定に基づいて改正するものは改正する、新しくできるものはできるということでございます。新しくはするものから、果たしてこれと全く同じになるかどうかというところはわかりません。ただし、大体これに近いものになるのではなからうかという推定から、御参考まで、一つのパターンとして、参考資料としてお出し申し上げたということでございまして、先方は新たな開発契約をこの協定の発効とともに、そのもとに新たな開発権者というものが韓国側で認可されるという段取りになるものと思ひます。

○磯山篤君 たとえば、この契約書の骨子を見てみますと、一番「付与される権利」、「政府は、会社に対し石油を開発、生産する権利および石油生産物を自由に販売する権利を付与する」というふうに、会社側に対して全面的に権利を与えているわけですね。これは後でも問題になるところだと思ひます。

その次に、「探査期間および右期間中の義務」として、「(1)探査期間は八年」、「これはずっと古い単独契約にもかかわらず、この部分は協定と同じですね。」「三期間に分割される。但し二年延長可能。」、同じであります。「この期間中の坑井の掘削義務本数、契約区域の一部又は全部の放棄。」、全くこれも同じです。

「生産期間」、「探査期間終了後三十年間とする。但し五年ずつ二回延長可能。」「そのほか、たくさんあります。ほとんど、単独契約と言いながら、その後結ばれた日韓大陸だ協定を想定してあらかじめつづつたのか、あるいは韓国とメジャーとの間に結んだ単独契約というものをその

まま日韓大陸だ協定の中に、それぞれみんな八年とか三十年とか五十年というものが協定されているわけですね。だから不思議な事件が全部一致をしたというふうに考えます。

それから、(4)として、「会社の政府に対する特別納付金」メジャーが韓国政府に納めるいんげん金ですね。「署名賞与金」、サインをしたときに金を出す。探査期間中に「教育資金」を出しなす。それから「生産ボーナス」も国に払います。

五番、「ローヤルティ」としては、「全石油生産および販売額の二・五％に等しい額を政府に支払う。」「かなり大きい金額です。

それから六番として、「韓国内の石油の需給」に関して、政府は、メジャーに対し、「韓国内の消費のために石油を販売し、供給することを要求することが出来る。」「これは当然なことではあります。量とか割合が後で問題になります。

で、税金ですね。「会社は、課税対象所得の五〇％に等しい法人税を毎年支払う。」

それから、これも大切なことですが、「政府参与」と書いてありまして、メジャーは、「政府又は政府の指定するものに対し、事業の二〇％に至る迄の参加を取得する機会を提供する。」「まあ、政府または指定する者、ある特定の法人、あるいは個人を含めまして、約、事業の二割まで介入をさせると、こういう単独契約が結ばれているわけですね。

これはまあ韓国の契約ですから、私どもが別にこれをとやかく言う筋合いのものではありませんけれども、まず一般論として、こういうふうに石油開発については、前段の探査期間とかあるいは三十年を除きまして、メジャーが政府に払います特別納付金あるいは税金というものは、いま私が申し上げたようなものが国際的に常識になっているかどうかと。それから一般論としてこれで行きますと、メジャーが韓国政府に払います、まあ現金でしようね、というもののボリューム、枠というものはどの程度のものになるのか。これはもとはつきりしませんからよくわかりませんが、これは必然的に販売価格

に問題が移るわけですね。この協定及び特別措置法によれば、勝手に売ってはならない、言いかえてみれば、それぞれの国で引き取らなければならぬ、こう書かれているわけですね。で、引き取りの価格はこの協定及び特別措置法にはないわけですね。

まあ韓国政府のやり方を日本に当てはめたとすれば、日本政府はまあ日石、あるいは帝石、カルテックス、その他いろいろなものを注文をして金を取るという理屈になるわけですが、日本政府としては韓国と同じように、メジャーあるいは企業に対して特別納付金を納めさせるような考え方を持っているかどうかということが次に必然的に問題になります。そのことが日韓両方で掘り上げました石油あるいは天然ガスのコストに重要なかわり合いを持てます。日本及び韓国以外

のところには販売してはならない、こういう大筋の約束事があるわけですね。そうしますと原油の、あるいはまあ精製するまでもありませんけれども、悪い物であろうが、自主開発したのだから引き取るのは当然でしょう、しかし、コストが安い高いのことは全然無関係に引き取るということに協定上は約束されているわけですね。韓国政府がメジャーに対して行いましたこの単独契約というものが、この日韓大陸だ協定の採掘に当たっても同様なものが行われるということになりますと、経済的に見てかなりの負担をメジャーは負うことになるわけですね。したがって、大いにコストに反映をされてくると思ひますけれども、それらの点について一つ一つ見解を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(三宅和助君) 私の方で承知している限りでお答えいたしますが、ただいま御指摘になりました韓国における石油開発契約でございますが、契約の種類として私は、海底資源開発法による租鉱権の設定という形になるんじゃないかと、御指摘になります。それから、項目ごとにいろいろ御指摘になります。これは産油国がその鉱区で開

発する企業に対する条件と大体近い線でございます。具体的に申しますと、一般的に産油国ではロイアルティーが二〇％、それから税金が八五％、アラブ諸国で大体こういった形でやっておりますのでございます。イギリスの場合はロイアルティーが若干少なく二・五％、これは北海油田のケースでございます。それから税金は四五％。こういうふうになっておりますので、ただいま御指摘になりましたこの韓国の場合の石油の開発契約のロイアルティーあるいは課税等につきましては、ただいま申し上げたような産油国の例を参照しながら、韓国政府としてはこのような契約を結ぶに至ったのではないだろうかというふうに考えるわけでございます。

それから次に、価格がどうなるか、特に日本の場合どうかという御指摘でございますが、一般的に国際価格に準じて取引されるというのがこの石油の開発の場合の例でございますので、日本の場合もさようなことになろうかと思っております。それから、日本としてはそれに対してどのような今後の課税あるいはロイアルティーを考えているかという御指摘でございますが、日本の場合は鉱業権と申しますか、この場合は特定鉱業権の設定という形で韓国のような租税協定のものではないでございます。したがって、第一次的には法人税でこれを徴収することになろうかと思っております。将来の問題といたしまして、石油開発公団が投資できるという段階になりますと、投資の場合は当然その見返りとしての配当という形で対処し得ることになろうかと思うわけでございます。

なお、御参考までに申し上げますと、北海油田の場合、イギリス政府といたしましては北海油田の開発に成功するという段階になって課税を考えたということでございますので、一九七五年以降先ほど申し上げたような課税をいたしておりますので、わが国の場合にも共同開発地域につきましては探査活動を続け、開発成功の見通しが立ってきた段階で考えても遅くないんじゃない

か。いずれにいたしましても、国民全体の利益につながるようにこの開発を進めていくということ、一つのやはり考え方の基礎に置くべきだと思いますんで、さような観点で今後検討課題にしたい、こういうことでございます。

○政府委員(三宅和助君) 前段のこの開発契約というものが、事実上単独開発より共同開発を一応念頭に置いたものではないかという御指摘があったわけでございますが、実際問題といたしましてこの開発契約は共同開発区域以外のもので契約が結ばれておりまして、大体同じような傾向を示しております。もちろん共同開発区域以外のところはこれは韓国の単独の開発になるわけでございます。この中身を見てみますと、相当の部分が実は開発法と重複しております。たとえば協定の期間の部分その他そうでございます。ただ、探査期間あたりは若干変わっておりますが、その他開発法にないところは署名ポナスだとか、教育資金、生産者ポナスというふうなものはいくつか関係係租権と韓国政府とのいわば追加的な話としてこれが出てきたと御了解いただいてもよろしいんじゃないかと思っております。必ずしもこれは共同開発ということではなしに、やはり基本的には単独開発ということではなしに、今度の協定ができました、共同開発区域に対しては、場合によっては必要性があれば新たに結び、またはこれに追加し、あるいは修正する必要があるというところというぐあいに聞いております。

○磯山寛君 それから、いま審議しておりますこの特別措置法あるいは協定にしばしば出てくることですが、それぞれの契約国の法令に従い、こういう言葉が出てくるわけですね。この法令というのは法律あるいは政令というふうな私どもは考えます。ただ、懸念をされますというか、疑問として残りますのは、日本政府と企業との間、開発権者と間に結んだ契約、あるいは韓国政府がメジャーと結んだ契約、こういうものも法律とみなすかどうか、このことは具体的な条項になります

とかなりかわってくるものと思っております。交渉の経緯としてどこまでが法令の範疇であるのか、この点明らかにしてください。

○政府委員(村田良平君) いま先生御指摘の問題は、合意議事録の第一項におきまして、開発契約も法令の中に含めるといふ規定があるが、果たしてどの程度までかという御質問であろうと思っております。これはもっぱら韓国における事情を考慮した規定でございます。わが国におきましてはこのような開発契約というものはなければ、またしたがってそれを日本国の法令とみなすということもあり得ないわけでございまして、たまたま韓国の場合には海底鉱物資源開発法に追加して、韓国政府と開発権者との間のいわゆるコンセンサス・アグリーメントといふ文書におきましてもいような政府と開発する者との間の権利義務が定められておりますので、このように扱ったというところでございます。

しかればどの部分がその法令に含まれるのであるか、あるいは含まれないのであるかということはこの協定の逐条別に御説明を申し上げたいと思っております。文脈によりまして、開発契約なるものは法令に含まれないと解すべき点は、次のような諸条項でございます。まず最初は、第一条の(2)でございます。これは開発権者の認可に関する規定でございます。この(2)に言っておりますところの法令というものは、開発権者をそもそも認可するその根拠法令を指しておるわけでございまして、日本の場合には現在御審議いただいておりますところの特別措置法でございますが、韓国につきましてもそれは海底鉱物資源開発法そのものでございまして、この第一条の(2)のところに開発契約が根拠法令となるというところはそもそもあり得ない。これは文脈に照らして明らかでございます。それから第二番目は、第七条の点でございます。これは相手国内において施設を取得するということに関連する規定でございますが、ここにいますところの法令は、一方の締約国の開発権者、たとえばわが国の開発権者が他方の締約国、すな

わち韓国の領域内におきましていろいろな施設をする。こういうことを想定して定めたものでございまして。したがって、たとえば日本の開発権者が韓国の領土内でのような行為を行うという場合には、これが開発契約に従うという合理的な理由は全くないわけでございまして、これも文脈に照らして開発契約は入らないというふうな解すべきものと存じます。

それから第三番目は第二十一条の損害賠償に関する規定でございますが、損害賠償に關します訴訟は、そもそも開発権者と被害者との間で行われるものでございまして、こういう被害者と全く関係のない開発契約が損害賠償に關する根拠法になるということとはあり得ない。これもその問題の趣旨に照らして当然でございます。

それから最後に二十五条の一項でございますが、ここに「公布された法令」を日韓共同委員会において通報する、こういう義務が定められておりますが、ここでいいます法令は「公布された法令」というふうに定められておりますので、開発契約なるものは、そもそも公布される法令のたぐいではないと解せんから入らないということでございます。

逆に申しますと、文脈上開発契約が法令に含まれると解される条項を簡単に順序を追って申し上げますと、まず第八条の法令に基づく義務の履行ということ。それから第十四条一項、二項でございますが、これは探査権あるいは採掘権の取り消し等の規定。それから第十六条の採取された石油に対する一般的な法令の適用の問題。それから第十九条で、その天然資源の探査開発に關して、それぞれのオペレーター方式による国内法を適用するといふ条項がございますが、この条項。それから第二十五条の一項におきまして、共同委員会の任務といたしまして、法令の適用問題を含めまして、いろいろ当初予想されなかった問題が出たときに、これを共同に研究するという規定がございますが、この研究の対象としては、当然開発契約に基づいて出てきた問題も検討の対象になると

いう意味合いにおきまして法令に含まれる。このように解釈できると存じます。

○磯山篤君 「法令」のことはまた後で少しお伺いしますが、この共同開発区域、言いかえてみれば日韓大陸間協定を結んだときの海図と言っちゃ語弊がありますが、地図ですね、これは保安庁がつくりましたものを基礎にして日韓が交渉したわけですが、この海上保安庁の海図はたしか一九五六年、昭和三十一年につくられたものだというふうに私は理解をしているんですが、その点はお間違いないですか。

○政府委員(中江要介君) その部分は「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定」についての合意された議事録」というのがございまして、この合意議事録の第二項に「第二条及び協定の付表に定める地理上の座標は、千九百五十五年十二月の日本国海上保安庁海図第二百十号(新版)を基礎とするものである。」というふうになっておりまして、先生の御指摘のものと違ふものでございまして、たね。

○磯山篤君 どうも失礼しました。二百十号でした。

それで大陸間協定が結ばれた一九七四年あるいは日韓基本条約が結ばれた六五年などから見ると、かなり古い海図であったことは間違いないですね。私は専門家ではありませんけれども、この日韓会談なり日韓交渉なり、さらには中国に對しまして外務省がする説明をし説得をされているわけですが、その海図というのはいまお話のありました一九五五年二百十号をもとにしてお話し合ひをされたわけですか。あるいはそれについて中国側から新しい海図が提示をされたりあるいは日本のこの二百十号の海図に對しまして別なものを要求をされたり、そういうことはなかったのですか。

○政府委員(中江要介君) 韓国との間ではこの合意議事録のとおりこの海図で終始しております。それから中国に對して説明をいたしましたときも、署名直後に私が東京で中国大使館の参事官に

説明しましたときも、この海図によって説明しております。それ以外にこの地図がどうであるとか、こちらの地図がどうであるとかいうような話ほどこちらからも出ておりません。

○磯山篤君 さて具体的な条項に逐次入っていきたいと思いますが、小笠原一から九までを決めたというところは奇数になるわけですね。最終的にどこの国によって奇数になるか偶数になるか、こういう問題が生ずるものと思ひます。それらの点について懸念をされる問題はないんですか、この点をお伺いをします。

○政府委員(中江要介君) 協定上は先ほど政府委員から説明いたしましたように、操業管理者の指定が第六条でございまして、それを受けて合意議事録の第六項には「両政府は、操業管理者の指定が可能な限り衡平なものとなるように行われ、これを確保するよう努力する。」という抽象規定がございまして、何が「衡平」であるかというものはこれは実際に即して判断されることであらうと思ひますが、単に数だけ「衡平なもの」ということになるのかどうか、この辺は実態を所掌されます方で御判断になることだと、こういうふうに思ひます。協定上はいま言ったような規定で、特に問題があるというふうには考えておりません。

○磯山篤君 それから、全般に共通して言えることとなんです、たとえば施業案、日本側の立場で言えば施業案をつくるとか、いろんなことがありますが、結局、探査にしろ採掘にしろ、その他計画にしろ、それぞれの開発権者はそれぞれの国の承認を得なきゃならない、こういうふうな全般を通じてほとんどのところで指摘をされ、それが取り決めたになっているわけですね。想定される問題として、片方の日本なら日本、韓国なら韓国でもいいんですけれども、開発権者と国との間に意見が合わないで承認が求められない。この中ではたとえ三カ月とか六カ月とかいようなことが書かれているわけですが、過去の交渉の経緯

を見てみますと、ざっくりばらんな話ですよ、日本側は押しつけられているという部分が非常に多いわけですね、最初からの経緯を考えてみますと、やっぱり韓国側の立場にしてみれば、ここで実益を上げたいと、実績を積みみたいという気持ちには当然あるものと思ひます。そのために、開発権者同士の話し合いがうまくいかないという問題と、それから日本の企業が通産大臣の承認をなかなか得られない。対韓国との調和あるいは公正という意味から言ってみて、なかなか承認できないというふうなことがあちこちの部面で起きるんじゃないかという懸念をするわけです。いや、そういうことはないんだ、この協定なり特別法を詰めている間に、いろんな問題を全部例示として挙げられたと思ひますけれども、そういう心配はないんだというふうなことになるまいでしょうか。これ一般論で非常に恐縮ですけども、お伺いします。

○政府委員(三宅和助君) まず、その協定上につきましては先生御指摘のとおり、第四条で三カ月以内にその開発権者をそれぞれの国がそれぞれ認可するといふたてまえになっておりますが、第五条ではそのお互いに認可された開発権者との間の事業契約というものは両締約国、すなわち、両国がこれを承認しなければ発効しないというたてまえで、ここで歯どめがついておるといふことが協定上たてまえでございまして。

以上協定の説明でございまして。

○磯山篤君 いや、私の聞いているのは、法律はいいんです。実際の運用上の問題として、トラブルが起きないかということなんです。

○政府委員(中江要介君) 協定全般につきましても、先生の御心配のようなことがないように、どういうふうな手当てをされておるかという点は、協定の第三十条に「両締約国は、この協定を実施するため、すべての必要な国内的措置をとる。」というところで、これは法律を制定することもございまいし、既存の法律を改正することもございまいし、あるいはその運用、適用に関することもございまいし、要するに日韓両国がこの協

定の実施のために、すべての必要な国内的措置をとる。その実施の中には、この協定に掲げております期間内に、これこれのことを認可する、承認する、いろいろございまして。それにもかかわらず、多少の困難があつたり何か不都合が出ますと、第二十九条に「両締約国は、いづれか一方の締約国の要請があつたときは、この協定の実施について協議を行う。」というところで、両国間で協議していただくことがございまして、協定のたてまえとして、これは、いま言いましたように結ばれた以上これを誠実に守っていくための措置をとらなきゃならない。

しかし、予見されない困難が出ましたときには協議をしていくということで、この協定の大目的が資源の有効利用ということとございまして、その観点から努力が行われていくものと期待されます。いままでのところ、実際の問題としてこの協定をつくりましたときに、この期間なり認可なり許可なりという制度そのものに支障があるというふうなことはわが方も認識がございまして、韓国の側が一方的に認めておつた制度の中で日本側でもそれが妥当だと思つたものは協定の中に取り入れてまいりました。それが妥当でないと思われるものは協定によつてこれを改めていくというところで作業が行われたというのが交渉のときの経緯でございまして、現在のところこの協定及び合意議事録、さらにそれを受けた関連国内法によつて協定は規定されたように実施されるものというふうな考えでおるわけでございます。

○磯山篤君 さて、第六条二項の、第六条にかかわるわけですが、特に第二項の操業管理者は、この協定に基づきますとすべてのことを行うことになるわけですね。私はすべてというふうな感じは、操業に必要とするすべての費用を支払ひ、操業に必要とするすべての資産を調達する。これは調達をする資材、物質あるいは要員というものを指しただけであつて、どこからというふう

にということは書かれてないんですね。このいわれっておりますそれぞれの「すべて」というのは、具体的に内容としてはどういふものなんでしょう、その点明らかにしてください。

○政府委員(村田良平君) 先生の御質問の趣旨を必ずしも正確に理解しておられないかもしれませんが、この第六条二項におきましては、特に具体的ないふことを想定しておるわけではございませんで、一般的な規定でございますから、簡単に申しますと、操業管理者が全責任を持ってこの事業の遂行に当たるということ、幾つかの人員の雇用であるとか資産の調達というふうに分けて書いたものでございます。具体的にたえば人員を雇用するときに、その操業管理者がどの国の人間を雇用するかというふうなことは、すべてその操業管理者に任されておるわけでございますから、操業管理者がその法令の許す範囲内におきまして必要な人員を雇用する、あるいは資材調達する、輸入するというふうなことになるものと存じます。

○磯山篤君 すべては操業管理者の頭一つである、こういうふうにならなければならないわけですが、しかし、それは地図の上から申し上げておきますように、海上の上にあるものがあるわけですから、気象条件あるいは生理的な問題を含めていろいろな事柄が想定をされるわけですね。で、その場合に、さっきばらんに申し上げまして、韓国側が操業管理者になった場合と日本側が操業管理者になった場合ではいろいろな点で違いを生じてくるのは当然だと思ふんですね。これは後ほどお伺いするわけですが、やっぱり労働のあり方とか、もっと身近な言葉で言えば、口のきき方一つも国際的な人種が集まって仕事をやるわけですから、非常にトラブルを常に起こす要素は持っているわけですね。

その場合に、いま政府側の答弁としては、それはもう全部民間にお任せだ、こういうふうにならわっているわけですが、政府側が間接的にこれに関与をする、あるいは事業契約を締結する際に日本

側の意思というものを十分に伝えて、開発権者が事業契約を結んでいくというふうなことは当然あり得る課題だというふうに思います。韓国の場合には率直に申し上げて技術屋さんはメジャーでしょう。しかし、労働者は完全に韓国人またはその他の人でしょう。その点が日本側の体制との間に違いが出てくる。そういう意味で幾つかの紛争、トラブルというふうなものを考えますと、操業管理者の責任の範囲というものは非常に大きい、配慮しなければならぬ多くの部分があるというふうに思ふわけですね。これは任せっきりということではないんです。

○政府委員(村田良平君) 私の答弁が否定的で、任せっきりというふうな御印象を与えたかもしれないけれども、この操業管理者が責任を持つて操業を行うという意味におきましてすべてのことを行うということをお願いしたわけではございませんで、もちろんそれに対して大きい意味ではわが国あるいは韓国の政府の指導というものはかかっておるわけでございます。いまさきに先生御指摘のように、開発契約を承認するという前には当然それが操業管理者になり、どんな能力があり、どういふことをやりそうであるかということとは当然チェックするわけでございます。またそれから現実におけるようなオペレーションを進めていきます上におきましてトラブルが起こってくるというふうな場合には、先ほどアジア局長が申しましたような協議の方法とか、あるいは特に共同委員会というものがこの協定で定められておりますけれども、ここで、予見されておらないような事態に対してどう対処するかということにつきましてこの場で議論するということが可能なのではないかと存じます。さらに、この協定で詳細に法令の適用関係がいろいろな条項で定められておりますので、いかなる操業管理者といえどもこの協定の予想する法令の適用というものを大きく枠組みといたしまして、その中で操業をやっていくということでございますから、操業管理者が何でも勝手なことをしていいというふうなことは決してないわけでは

ないと思います。さきほどは、第七條の問題になります。前回も大家委員から質問があったわけですが、これも「終点施設」の問題ですね。前回の御答弁では、これも開発権者、まあ言ってみれば民間がパイプラインにしようとするのもそれは勝手だ、こういうお話がありました。そこで、外務省じゃなくて通産省の方にお伺いをするわけですが、いま国会にかかっております石油開発公団法の一部改正というものがいざうこれの商工委員会にも回ってくるわけですが、この一部改正というのは備蓄の強化、暫定的には五百萬キロリッターをタンカーで備蓄をし、最終的には一千萬キロリッター、十日分をタンクで備蓄をする、こういうわけがあらわれて石油開発公団法の一部改正法の改正が国会を通過しているという一連の仕組みになっているわけですね。前回は、パイプラインその他の問題については、これは民間勝手にやるんだというふうなお話がありました。これは先々八年とか十年先のことですから予見はできないでしょうけれども、戦略物資であります石油の備蓄というのについて、政府も国を挙げて力を入れているわけですね。そういうエネルギーの安定的な供給という立場から考えてみて、このパイプラインを含める「終点施設」の問題について政府は知らぬぞと、民間が勝手にやれというふうには本当にお考えになっていないんですか。現実の石油開発公団法の改正や将来の備蓄の計画あるいは省エネルギー、代替エネルギーの研究が進展しているときに、こういうふうな木で鼻をくくったように、これは民間の仕事だからおれは知らないというふうには本当に第七條に関連して通産省をお考えですか、その点お伺いします。

○政府委員(橋本利一君) いわゆる「終点施設」につきましましては、ただいまお話ございましたように民間で勝手にやらせるといふ答弁をした私は記憶はございません。問題は、これは非常に広範な地域にわたってこれから探鉱活動から始めていくわけでございますので、どの地域に終点施設をつくっていくのかどうかの段階ではわからない、かように申し上げたのでございまして、もちろんパイプラインによる場合、あるいはタンカーを一時的に横づけをして輸送する場合、いずれにいたしましても安全性の問題、特に漁業との関係もあるわけでございますので、民間の事業だから民間に勝手にやらせろんだという立場ではございせん。ただいま申し上げたような観点から、当然そういった「終点施設」をつくる場合には十分指導しあるいは監督していく必要があるかと思ふわけでございますが、どの地点に「終点施設」を置くんだと言われたので、私としては、現段階ではどこにそれはいくかというところは申し上げられせん、かようにお答えしたわけでございます。それから、石油開発公団法の改正との関連でございまして、御指摘のように今度の公団法の改正のうちの大きな眼目は、公団が直接備蓄をするということについて業務を追加したいというところでお願ひしておるわけでございまして、これにつきましましては、御承知のように当面一千萬キロリッターを五十七年度までに完成させるといふこととございまして、共同開発地域につきましまして、幸いこの法案が成立いたしましたとしても七年ないし十年先のことでございまして、タイミングとしては公団の当面目的といたしておる国家備蓄とは直接にはかわりを持ってこない。むしろ開発に成功した後それをどのように取り扱うかというところはその時点で課題になってくる、かように考えておるわけでございまして。

○委員長(橋本利一君) 暫時休憩いたします。午後六時二分休憩

午後六時十三分開会

○委員長(橋本利一君) 委員会を再開し、休憩前に引き続き質疑を行います。

○磯山篤君 時間も限られておりますので、あと三、四点お伺いをします。

いま第七条に関連をして私はエネルギーの問題について指摘をしました。最初公団からお伺いしますが、私が先ほど触れましたように、石油開発公団法の一部改正案が審議されるわけですが、その中身は御案内のとおり備蓄を中心にして、その公団の業務範囲を拡大するところにあるわけですね。しかし、石油公団が設立をされた最初の動機というのは、昭和四十二年のこの答申が出発点であったと思うわけです。それは繰り返し申し上げておられるわけですが、石油の安定的な供給、天然資源の確保という立場から現状を考えるとみれば、輸入にだけ頼っている、一〇%前後しか自主開発原油が確保されていない、これを三〇%に大きく拡大をする、その目標の出発、スタート点として石油開発公団が新設されたというふうに歴史的には位置づけることができるものと思うわけです。過日も申し上げましたが、依然として日本周辺あるいは海外におきます自主開発原油の問題につきましては、関係者の御努力にもかかわらず非常に成績は悪いわけですね。依然として一〇%前後であります。

そこで、私は公団にお伺いするわけですが、確かに一々国会で法律を改正をしなければその業務範囲が拡大できないということはおわかりますけれども、石油開発公団の性格というものは単に金貸しという業務では、今度は石油公団という名前に改正するわけですが、ふさわしくない。もっとも事業を拡大すべきだということも私も前から注文をつけているわけですが、積極的に公団の中でこれらの公団の業務範囲あるいは仕事の性格、領域というのについて研究をされていると思います。またされているわけならぬと思いますが、その点についての、まあ統一見解はまだ決まっておらずにしようけれども、考え方、意気込みというものを明らかにぜひしていただきたいというふうに思います。

○参考人（江口裕通君） ただいま御指摘をいただきましたように、公団は四十二年に発足いたしましたので、自來約十年の歳月を経過しております。その間に三度にわたる改正をしていただきましたが、機能も徐々に拡大してまいっておりますが、御存じのように、やはり最近のような実績から申しますと必ずしも所期の目的を達成したものであるとは考えておりません。したがって、そういう意味から私どももいたしましては、公団に与えられた目的に沿って積極的に事業の発展というものを図りたいわけですが、具体的に申し上げますと、最近いわゆる利権条件と申しますか、コンセンションの条件というものが非常に厳しくなっております。従来のような私どものいわゆる交渉というものは許されないわけでございます。まして、具体的に申し上げますと、もっと技術力をいまして、先方の国営石油会社等と持つておきます計画に技術面において協力することであるとか、あるいはいろいろ問題になっておりますような開発面につきましても、公団として何らかの役に立てるような道があるのではないかとというようなことも寄り寄り問題になっております。

そういうような問題も含めまして現在総合エネルギー調査会の石油部会等におきまして御検討をいただいております。その中には公団としての御意見も申し上げておるということでございます。それも近いうちにそういう御検討の方向が出てまいるものと思っております。公団の方といたしまして、そういうことは十分私どもの方の方え方等も述べさせていただいて、いま申し上げましたような方向を初めとして今後のエネルギーの確保と申しますか、石油資源の確保ということに進んでまいりたいと考えておる次第でございます。

○磯山眞君 通産大臣にお伺いしますが、五十二年の八月にエネルギーの問題につきまして答申が出ました。それに対応しまして五十三年度の予算編成に当たりまして通産省の石油政策というものが明らかにされたのも十分に承知をしております。ただ、いまも私申し上げましたが、たとえば五十二年八月の答申の中の一つでありますけれども、石油開発の強力な推進のため石油開発公団の

機能の充実、たとえば直接に開発プロジェクトに参加することを可能ならしめること及び開発段階における公団の役割の強化を図ること、こういうふうな厳しく指摘をされているわけですね。確かに国の政策としてはエネルギー政策を發表する。必要なものについては財政的に保障する、担保する、確保するということがわかります。しかし、現実の問題としては石油開発公団というのは一定のエリアしか業務内容が限定されていないんです。法律を改正しなければいかに積極的な気持がなくても、それは手出しをすることが不可能な状況にあります。一方、石油の開発あるいは安定的な供給というのは民間に全部任せられている。多少最近通産省の気持ちは変わったと思っておりますけれども、やはり将来どうやってエネルギーを安定的に確保するか、あるいはそれに関連をしていかに省エネルギー政策を進めるかと、代替エネルギーを開発するかということはそれぞれ関連をして重要な課題だと思っております。

そこでまた大臣にお伺いするわけですが、確かにこの種の開発につきましてはリスクが伴います。よくわかります。しかし、戦略物資であるという考え方は、いまや日本の立地条件から考えてみて見逃すわけにはいかないと思うんですね。政府が直接手を加える、参加するということが不可能ならば、石油開発公団をして積極的に自主開発に参加させる、こういう態勢をとらなければ、民間の活力だけを期待をしておただけでは、十分な成果が上がりません。その点について、もっと積極的な対策、施策というものがあつていかなければ、いまや私どもの考え方によれば、いままうそろそろ手を付けるべきだと、こういう意見もわれわれ持っているわけですが、その点について、何らか新しい構想をお持ちであれば、明らかにしていただきたいと思っております。

○國務大臣（河本敏夫君） 現在の日本のエネルギー政策の骨子は、いま御指摘がございましたように、昨年の八月に総合エネルギー調査会から出

ました中間答申が基礎になっておりまして、この考え方は、当分の間はやはりエネルギーの中心は石油にならざるを得ないので、まあ石油政策を一番重大に考えておるのでございます。それはいま御指摘があったとおりでございますが、それじゃどういう方向に今後重点を置くかといえますと、一つは、わが国が石油の安定供給を受けるためにどういう政策を展開すればよいかということが一つ、それからわが国自身として石油の開発、石油の消費節約、それから石油の備蓄、この三つの分野で一層の努力をしていかなければならぬと、こういうことについて基本方針を打ち出しておるわけでございます。

で、この開発、節約、備蓄のうち、石油開発公団に従前以上の、特にこの開発と備蓄について、大きな役割を果たさせようという方針に従いまして、ことしの予算も組んでおるところでございます。いまのお話は、もっとも積極的に公団を活用すべきではないかと、こういうお話でございます。その点は全く政府といたしましては、先般法律を改正をいたしましたので、広く参加をできることになっております。たとえば今度もインドネシアのブルタミナあるいはマレーシアのペトロナス等に対しまして、それぞれ所有鉱区に対してペトロナスあるいはブルタミナが自主開発をする場合には、日本といたしましては石油開発公団を通じて資金協力、技術協力をする用意がある旨の提案もいたしております。そういうことで、この開発と備蓄の分野で大きな役割を果たさせようというところで、いま方針を進めておるところでございます。今後ともその方向に持っていきたいと考えております。

○磯山眞君 最後に外務大臣にお伺いしますが、いま国内では大陸だに閣下特別措置法をせつかく審議をしているわけですが、非常に残念なことですが、韓国側がしばしば日本の審議に対して圧力とは言いませぬけれども、秋波を送っているのは残念でならないと思っております。この

十一日の日に外務部長官で外務大臣が、日本の大連に協定の批准あるいは特別措置法の審議について重大な関心を持っている、こういうふうな指摘をされました。そのことについては相手国ですら当然だと思ふんです。ただ、非常に聞き捨てならないことは、この特別措置法がまた流れるようなことになるならば新しい摩擦が新たに起こると覚悟せざるを得ない、こういうふうな記者団に発表しているわけです。これは私が入手した情報に間違いはない、いやそれは杞憂だといふふうな制言でいたなければいいわけですが、これは明らかに文書で機密紙で明らかにしているわけです。これは日韓関係のみならず、日中関係でも同じことだと言えらるわけですね。

福田総理大臣の言をかりるまでもなく、双方が満足いく状態にしたい、満足すべき条件にあつて初めて交渉は成果を上げるんだと言っているわけですね。竹島問題といひ、この五月十一日の韓国の外務大臣の言明といひ、いずれも環境十分に整備をして双方満足すべき状況に持ち込むには常に問題を韓国側から持ち込まれて非常に残念でたまりないわけですね。特に私が指摘をしたいのは日本の国会が特別措置法を通過しなければ新しい摩擦が起きるぞと、韓国側の立場からすれば首を長くしているほど待つていくわけですからその気持ちからわかんないわけでもない。しかし、この日韓大陸だの協定といひ、日本国内だってそう簡単に通過してきたものじゃないんです。首相官邸で調印をするのにも七千人の警官を集めて調印をされたものを、その後以下いろいろな紆余曲折があつて苦しみながら審議しているわけですね。

そういう直前に、会期末にこの日本の国会の審議を目標にして新しい摩擦が起きるぞといひのは、全く恫喝をしているといふふうにししか考えられない。私どもとしてはまことに遺憾であるし、嚴重に抗議をしなければならぬ。そのことも、率直に申し上げてこの審議に重大な影響を与えているといふことを十分に知っていただきたいと思ふんです。韓国からおどかされて無理やりこんな

な特別措置法を通過させるといふようなものじゃないと思ふんですね。十分に審議をして納得をして、双方満足すべき条件にあつて、初めて国際間の調印といふものは成果を上げるわけです。私は非常に腹が立つてしようがないんです。まあおどかされているとは思ひませんが、大きな横やりが入りながら国会が審議しているという状況にあります。この事実について明らかにしていただきたいし、またこのことについてわれわれも毅然たる態度をとりますが、日本政府としてもしかるべき対応措置をとっていただかなければ、これは友好的な審議を進めるといふ雰囲気にはならないといふふうに考えます。最後にその点をひとつ明らかに外務大臣にしてもらいたいと思ひます。

○國務大臣(岡田直吉) ただいまの御発言の趣旨は全く同感であります。いま発言されました事実は私残念ながら聞いておりませんし、公電も受けておりませんので、早速現地の方に照会をし、それが事実であるならばそれに対応する処置をとるつもりであります。いままでとくそういふことがありがちでございます。そこで私は、先般韓国の外務長官に会つたときに大陸だのはよろしくといふ話があつたから、その程度ならよろしいが、日本に対して干渉がましいことをおっしゃると、それは促進にはならず妨害になるぞといふことは私の口から直接向こうの長官に話しておつたところでございます。ただいまの事実は直ちに取調べた上、事実であるならば私としての所見を向こうに申し述べつもりでございます。

○鶴山眞君 若干の点を保留をいたしました、以上をもつて終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。(拍手)
○峯山昭範君 それでは、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案、いわゆるたなの国内法といふやつでございますが、幾つかの問題点について質問をさせていただきますと思ひます。何分にもきょうもずいぶん両大臣とも長

時間にわたりまして審議をやってまいりました。先ほどの理事会におきまして、きょう私はこの委員会でも十分質問するんだそうであります。したがしまして、非常に短い時間でございますので、端的に何点かお伺いをしておきたいと思ひます。

それは、いわゆるたなの国内法といふ何もの国内法だけではないんです。もともと協定が問題なんですけれども、この法案についてはやはりいろんな問題がある。これはもういままでいろいろ議論をしてまいりました。私もこれから幾つかの論点をとらえて議論をしようと思つております。すけれども、問題があるといふのはもう確かだろうと私は思ひます。現実にはこれは日本国内だけではなくて、このいわゆる法案に関係のあります国といひますと韓国を初め北朝鮮、中国とあるわけですから、この三つの国のうち二つまでがいろいろと異議を唱えている。そういうような点から考えてみますと、われわれとしてはやはりそういうふうないろいろな問題点を解決して、この法案を通した方がいゝんではないか、こういうふうな現実に思つていくわけですね。

そこで基本的な問題ですけれども、なぜこの法案を急がなければならぬのか、これはもういままで何回か言われておりますが、何でもこんなに急いでこの法案をどうしてもこの国会で通過しなければならぬのか、この点について外務大臣並びに担当の通産大臣の方からそれぞれの立場から、こういうわけでこの法案をどうしても急いで今国会中に成立させなければならぬのだと。しかも、会期を三十日も延長してこの法案を通過さなきゃならぬ理由はどこにあるんだという、そのことについてポイントになるところを、一遍両大臣からお伺いしたいと思います。

○國務大臣(岡田直吉) しばしばお答えするところでありまして、本協定は署名後四年を経過をいたしております。また協定自体についてはすでに昨年六月に国会の承認を受けておるところでありまして、ぜひ今国会で承認をいただき、そして国

と国との約束を終了したい、これを早く片づけて韓国と日本の間にいろいろある懸案について私は折衝に入りたいといふ考えがあるわけでございます。

なお、エネルギーその他については通産大臣の立場からの話があることと存じます。
○國務大臣(河本敏夫君) この法律を急いでお願いをいたしております理由は二つあるわけでございます。一つは外交上の立場でございます。その点につきましてはいま外務大臣が述べになったとおりでございます。

もう一つはエネルギー政策上の立場でございます。わが国は石油中心のエネルギー政策を進めておりますけれども、石油の分野で非常に弱い立場にございます。幸いにいたしまして今回法律の対象になつております大陸だには相当な埋蔵量がほぼ確定的に認められておりますので、これを一刻も早く開発をいたしまして少しでもわが国のエネルギー政策を確実な方向に持っていきたい、こういう立場からお願ひしているわけでございます。

○峯山昭範君 これは外務大臣、確かに大臣がおっしゃるやうに、この協定の成立につきましては過去四年間いろいろな角度から議論をされて、昨年の六月協定が成立したわけですね。これはもう経過は私もよくわかつていゝるつもりであります。後段でいゝわゆる国と国との約束と大臣はおっしゃいました。これは大臣がときどきお使いにならるゝわゆる信義といふことであらうと私は思ひます。確かに大臣がおっしゃるやうに、日本と韓国との間のいゝわゆる信義あるいは約束といふものはそこにありますから当然それは果さなきゃならぬでしようし、そうだと私は思ひますが、しかし片方の国と約束を果したために、あとの二つの国から非難をされるといふふうな現実の問題が起きているわけですね。これはやっぱり非常に判断の問題ではありましようけれども、私は重要な問題であらうと、そういうふうな思ひます。そこで大臣、これはやはりいゝ懸案になつてお

ります。たとえば日中間には日中平和友好条約を早く結んでということもあるわけですね。これも懸案事項になっているわけですね。これもわれわれとしては福田内閣に対して、一日も早くこの条約を結んで、いわゆる国交を、正常化はされていきますが確固としたものとして、こういうことを前々から申し上げているわけでありまして、そういうふうな友好関係をきちっと確立する、その上でというふうなことも考えられないでもないわけですね。どちらを先にとるかというのは、これは当然政府の判断の問題であります。そういうような点から考えてみますと、私は韓国との約束、いわゆる信義というものを優先するということにやほり問題がある、そういうふうな思ふわけですね。こゝろの辺のところはとりよつてはいろいろありますけれども、私はこの問題はやはりしばらく日本の対外的な外交関係を進める上において重要な問題であらうと思ひます。そういうような意味で、この問題について外務大臣のお考えにたいしおきたいと思ふんです。

○国務大臣(園田直道) この協定及び関連国内法について中国から抗議があり、これについてのいきさつは中江局長が申し上げたとおりでございます。今後とも中国に対しては理解を求めるよう全幅の努力をする所存でございます。私が国際信義を尽くし次の懸案事項に移りたいと申しますのは、これは他の国のことではなくて、日本と韓国の関係——私も韓国は一番近い重要な国であつて日本と韓国の関係はきわめて大事だと考えてはおりますもの、過去日本と韓国の関係はややもするといろいろな問題を山積をしてやつてきている傾向があります。先ほど橋山先生から言われた竹島の問題、この漁業操業の問題等もそうでございます。私としては約束した信義は尽くすべきは尽くし、言うべきは言い、正すべきは正すと、こういうことを今後日韓両国間の関係にしたいと、こういう考えでございます。

○峯山昭範君 大臣のおっしゃることは非常によくわかるんです。が、そこで大臣、理解を求めるとおっしゃっているわけですね、中国に対して理解を求める。逆に言いますと、理解を得てからではいけないのか、こういう反問があるわけですが、これはどうでしょう。

○国務大臣(園田直道) われわれはこれを早く片づけて、そして理解は続けて求めるべく努力をする、こういう方法をとっているわけでございます。

○峯山昭範君 これはまあそれはそうかも知れませんが、やはり理解を得てからということでも、こういうふうな非常に外交関係の複雑な中で、しかも中国、北朝鮮というような国々の抗議を何回か受けながら進めるという問題については、やはりただ理解を求めて、理解を得られないまま片一方と結ぶということについては、やはり将来禍根を残すということにもなりかねない。重ねてであります、大臣の御所見をお伺いしたい。

○国務大臣(園田直道) 御発言の趣旨もよく私も了解をいたしますが、すでに署名をされ、そして昨年批准を受けたわけでありまして、なるべく早くこれに関連する国内法も御審議をやつていただきたい、このように考えておるわけでございます。

○峯山昭範君 それでは非常にもう時間来ておりますが、通産大臣にお伺いをいたします。

先ほど通産大臣は、外交上の立場は外務大臣に譲るとしましてエネルギー政策上の立場をおっしゃいました。日本はエネルギー政策上非常に弱い立場にある、しかも今回の国内法で言う、いわゆるこの「共同開発区域」には相当量の原油があると。まあしかし実際問題として通産大臣、この国内法を急いで成立させたために、これは中国の、大臣も御存じの、いわゆる尖閣列島初めその周辺の石油の埋蔵量というものは「共同開発区域」よりも多いと言われているわけですね。そういうふうなことは、これから細かいことについてはいろいろ議論するとしても、今度は中国と共同開発をするという立場になりますと、この法案を急い

だためにかえつてマイナスにはしないか、そういうことも現実に出てくるわけですね。しかも、この国内法が通りますと政府は、まあこれはそれその立場から数千億、五千億とも言われていますね、五千億以上の投資を現実の問題としてするわけですね。これだけの投資をするからには、それだけのやっぱ慎重な配慮と外交上の問題を解決しながらこの法案を通すというの筋ではないか。日本に石油がないからということで確かに弱い立場は非常によくわかります。わかりませんが、ないからといって焦つてやつて、かえつてそれこそアブハチ取らずになつてしまつては困る、こういう問題も現実にあるわけですね。こういう点については大臣は、大臣の立場としてどういうふうな判断をしていらつしやるのかお伺いします。

○国務大臣(河本敏夫君) 中国との間にはことしの二月に長期貿易協定が締結をされました、今後八年間にわたつて相当量の石油を購入するということが決まつております。今後この購入の数量はだんだんふえていくと思ひます。しかし、いまお述べになりましたように、大陸だの共同開発とかあるいは尖閣列島中心の共同開発とかそういう話は全然出ておりません。まあ将来は別といたしまして、現時点では全然話し合ひをしていない問題でございます。しかるに今回の、いまお願いをしております対象地域は、これはもう数年前から、先ほど来外務当局からお述べになりましたような幾つかの紆余曲折を経まして長い間懸案になつてきた課題でございます。でありますから、まずこの地点における共同開発を急ぎまして、そしてそれ以外の地域における開発等につきましては、将来そういう問題がお互いに取り上げられたときに検討すればいいのではないかと、このように考えております。

○峯山昭範君 なかなか大臣の御答弁では、今回の法案が通つたということがネックになるかどうかということははっきりした御答弁がございませんが、きょうは時間の関係でございますのでこの程度で終わりたいと思ひますが、今後私は大

体、これから中国との関係、いろいろな問題がございます、それから竹島の問題、そのほか尖閣列島の問題、共同開発区域の自衛権の問題、それから北朝鮮との関係、それから共同開発の必要性、それから国連海洋法会議の問題、埋蔵量、それから開発技術、輸出及びコスト、それから坑井掘削と開発費用の問題、それから石油開発公社の投融資の問題、それから地方税との関連、漁業との調整、それから法令の適用について、防災対策等、大体十七項目にわたつて次回から質問をさせていただきます。今日は、とりあえず以上で終わりたいと思ひます。

○委員長(橋正俊君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。
午後六時四十七分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月七日)
一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鶴岡繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、石油開発公社法及び石油及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案
一、特定機械情報産業振興臨時措置法案

石油開発公社法及び石油及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

石油開発公社法及び石油及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案
(石油開発公社法の一部改正)

第一条 石油開発公団法（昭和四十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

石油公団法

目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条・第二十条」に改める。

第一条中「石油開発公団」を「石油公団」に、「ことにより」を「ことにより」に改め、「促進し」の下に「並びに石油の備蓄及びこれに必要な資金の供給を行うことにより石油の備蓄の増強を推進し」を加える。

第二条及び第六条中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

第十九条第一項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 石油の備蓄を行うこと。

九 石油の備蓄の増強に必要な資金（石油の購入に必要な資金に限る。）の貸付けを行うこと。

十 石油の備蓄の増強に必要な施設の設置（二以上の石油精製業者その他の通商産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限る。）に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

第十九条第二項中「前項第九号」を「前項第十二号」に改め、同条の次に次の二条を加える。（出資等）

第十九条の二 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、前条第一項第八号の業務と密接に関連する事業であつて政令で定めるものに必要資金の出資又は貸付けを行うことができる。

（業務の委託）

第十九条の三 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十九条第一項第九号の業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法

律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「石油開発債券」を「石油債券」に改める。

第三十三条第一項中「公団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、「事務所」の下に「その他の事業所」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十五条第一号中「第十九条第二項」の下に「第十九条の二、第十九条の三第一項」を加え、同条第二号中「第十九条第一項第七号」の下に「若しくは第十号」を加える。

第三十七条中「公団」の下に「又は受託金融機関」を加え、「三万円」を「十万円」に改める。

第三十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「附則第九条の二第一項、附則第九条の三第一項及び附則第九条の四第一項」を「及び附則第九条の二第一項」に改める。

第三十九条中「石油開発公団」を「石油公団」に、「二万円」を「五万円」に改める。

附則第九条の二及び附則第九条の三を削り、附則第九条の四を附則第九条の二とする。

（石油及び石油対策特別会計法の一部改正）
第二条 石油及び石油対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「流通」を「生産及び流通」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「石油開発公団」を「石油公団」に改め、同項第三号中「石油開発公団法」を「石油公団法」に、「附則第九条の二」を「第十九条第一項第八号又は第九号」に改め、同項第五号を同項第六

号とし、同項第四号中「図るための調査」を「図るための事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため予算の範囲内において行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に對する補助で政令で定めるもの。

第三条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「石油開発公団法」を「石油公団法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条の二の規定による一般会計からの繰入金
第三条の二第二項第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（一般会計からの繰入れ）
第四条の二 政府は、石油対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油税の収入額の決算額（当該年度の前年度については、予算額。以下この条において同じ。）を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計から石油勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から石油勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における石油対策に要する費用に照らしてその金額の一部につき繰り入れる必要がないと認められるときは、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

附則
（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して、第二

条の規定による改正後の石油及び石油対策特別会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。

（石油開発公団法の改正に伴う経過措置）
第二条 石油開発公団は、この法律の施行の時に

おいて、石油公団となるものとする。
第三条 この法律の施行の際現に石油公団という名称を用いているものについては、第一条の規定による改正後の石油公団法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油備蓄法の一部改正）
第五条 石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「石油精製業者であるもの」の下に「及び石油公団」を加え、同条第五項中「石油販売業者であるもの」の下に「及び石油公団」を加える。

（所得税法の一部改正）
第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

石油公団
石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）

（法人税法の一部改正）
第七条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

石油公団
石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）

（印紙税法の一部改正）
第八条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中石油開発公団の項を次のように改める。

石油公団
石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中 十六 石油開発公団 石油開

発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)

を 十六 石油公団 石油公団法(昭和四十

二年法律第九十九号)に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

第三百四十九条の三第二十五項中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

「石油公団法」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十二条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第二号中「石油開発公団」を「石油公団」に改める。

特定機械情報産業振興臨時措置法案
特定機械情報産業振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、特定機械情報産業について、生産技術の向上、生産の合理化等を促進することにより、その振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与し、あわせて国民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子機器」とは、電子管、半導体素子その他これらに類似する部品を使用することにより電子の運動の特性を応用する機械器具並びに主としてこれに使用される部品及び材料をいう。

2 この法律において「機械」とは、機械器具(電子機器であるものを除く)及び主としてこれに使用される部品(部品の半製品を含む。以下同じ。)をいう。

3 この法律において「プログラム」とは、情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項のプログラムをいう。

(高度化計画)

第三条 主務大臣は、次に掲げる事業(以下「特定機械情報産業」という。)について、その高度化に関する計画(以下「高度化計画」という。)を定めなければならない。

一 電子機器を製造する事業のうち、次に掲げるもの

イ 我が国において生産技術が確立されていない電子機器のうち、生産技術に関する試験研究(試作を含む。次項第四号を除き、以下同じ。)を特に促進する必要があるものであつて政令で定めるものを製造する事業

ロ 我が国において工業生産が行われていないか又は生産数量が著しく少ない電子機器のうち、工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要があるものであつて政令で定めるものを製造する事業

ハ 性能又は品質の改善、生産費の低下その他の生産の合理化を特に促進する必要がある

電子機器であつて政令で定めるものを製造する事業

二 機械を製造する事業のうち、次に掲げるもの

イ 危害の防止、生活環境の保全、資源の利用の合理化又は機械を製造する事業の基盤の強化(以下「危害の防止等」という。)に資するため、生産技術に関する試験研究を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業

ロ 危害の防止等に資するため、工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要がある機械(電子計算機その他の電子機器と組み合わせた機械(部品を除く)であつて、当該電子機器と組み合わせることにより著しく高い性能を有することとなつたものに限る。)であつて政令で定めるものを製造する事業

ハ 危害の防止等に資するため、性能又は品質の改善、生産費の低下その他の生産の合理化を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業

三 ソフトウェア業(他人の需要に応じてプログラムを作成する事業をいい、一の事業の分野に属する事業を営む者の需要に専ら応じて当該一の事業の分野における情報処理を目的とするプログラムを主として作成する事業を除く。以下同じ。)

2 高度化計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 前項第一号イの事業及び同項第二号イの事業にあつては、イの事項及び必要に応じロ又はハの事項であつて生産技術の確立を促進する上での基本となるべきもの

イ 試験研究の内容及びその完成の目標年度

ロ 試験研究に必要な資金に関する事項

ハ その他試験研究の促進に関する重要事項

二 前項第一号ロの事業及び同項第二号ロの事業にあつては、イの事項及び必要に応じロか

らニまでの事項であつて工業生産の開始又は生産数量の増加を促進する上での基本となるべきもの

イ 工業生産の開始の目標年度又は計画目標年度における生産数量

ロ 新たに設置すべき設備の種類及び数量

ハ 工業生産の開始又は生産数量の増加に必要な資金に関する事項

ニ その他工業生産の開始又は生産数量の増加の促進に関する重要事項

三 前項第一号ハの事業及び同項第二号ハの事業にあつては、イの事項及び必要に応じロからホまでの事項であつて生産の合理化を促進する上での基本となるべきもの

イ 計画目標年度における性能又は品質、生産費その他の合理化の目標

ロ 新たに設置すべき設備の種類及び数量

ハ 適正な生産の規模又は事業の共同化若しくは生産すべき品種の専門化に関する事項

ニ 合理化に必要な資金に関する事項

ホ その他合理化の促進に関する重要事項

四 前項第三号の事業にあつては、イ及びロの事項並びに必要に応じハからホまでの事項(主として一の事業の分野における情報処理を目的とするプログラムの作成のみに係るものを除く)であつてプログラムの作成に関する技術の向上及び合理化を促進する上での基本となるべきもの

イ 計画目標年度におけるプログラムの作成に関する試験研究の目標その他技術の向上の目標

ロ 計画目標年度におけるプログラム作成費その他の合理化の目標

ハ 事業の共同化に関する事項

ニ 技術の向上又は合理化に必要な資金に関する事項

ホ その他技術の向上又は合理化の促進に関する重要事項

主務大臣は、高度化計画を定めるに際しては、

特定機械情報産業相互の関連に留意し、当該高度化計画に係る特定機械情報産業及びこれと密接な関連を有する他の特定機械情報産業の振興が効果的に図られるよう必要な配慮を払うものとする。

4 主務大臣は、第一項の規定により高度化計画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(計画の変更)

4 主務大臣は、特定機械情報産業に関する技術の著しい進歩又は生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、高度化計画を変更しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

5 政府は、高度化計画に定める所要の資金について、その確保に努めるものとする。

(共同行為の実施に関する指示)

6 主務大臣は、第三項第一号の事業又は同項第二号の事業（以下「合理化関係事業」という。）に関して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、当該事業を営む者に對し、規格の制限又は技術の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、合理化関係事業のうち、生産の合理化を促進しなければ国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあるものに関して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するためやむを得ない必要があると認めるときは、当該事業を営む者に對し、品種の制限（規格の制限を除く。）又は生産施設の利用に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する規格の制限に係る共同行為をもつてして第三項第一号第一号の政令で定める電子機器又は同項第二号ハ

の政令で定める機械（以下「合理化関係機器」という。）の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その合理化関係機器を部品又は材料として使用して電子機器又は機械を製造する事業（合理化関係事業を除く。以下同じ。）を営む者に對し、その使用する合理化関係機器の規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、その合理化関係機器を部品又は材料として使用して電子機器又は機械を製造する事業の合理化に資すると認められないときは、この限りでない。

4 前三項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(共同行為の内容)

7 前条第一項から第三項までに規定する共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 高度化計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度を超えないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

(共同行為の指示の変更等)

8 主務大臣は、第六項第一号から第三号までの規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

2 第六項第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(共同行為の届出)

9 第六項第一号から第三号までの規定による指示（前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。これを變更し、

又は廃止したときも、同様とする。

(規格の制限に関する命令)

10 主務大臣は、第六項第一項の規定により規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示した場合において、次の各号に該当するときは、当該指示に係る合理化関係事業を営む者に對し、当該指示の内容に従つて合理化関係機器の規格を制限すべきことを主務省令で命ずることができる。

一 当該指示に従つて共同行為を実施している者の当該合理化関係機器の生産額が当該合理化関係機器の総生産額に對し相当の比率を占めているとき。

二 当該指示に係る合理化関係事業を営む者であつて共同行為を実施していないものの事業活動が当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するのに著しく障害となつているとき。

三 第六項第三項の規定による指示によつては、当該合理化関係機器の規格の制限をすることができないか又は著しく困難であるとき。

四 第二号に規定する状態が継続することが当該合理化関係事業の生産方式の改善に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

11 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第六項第一号から第三号までの規定による指示に従つて共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

12 主務大臣は、第六項第一号から第三号までの規定による指示又は第十條の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 主務大臣は、第九條の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(勧告)

13 主務大臣は、合理化関係事業又はソフトウェア産業を営む者が当該事業に係る高度化計画に定めるところに従つて事業の共同化（合理化関係事業にあつては、事業の共同化又は生産すべき品種の専門化。以下「事業共同化等」という。）を実施していると認められ、かつ、その事業共同化等を実施している者の当該合理化関係機器又はプログラムの生産額が当該事業を営む者の当該合理化関係機器又はプログラムの総生産額に對し相当の比率を占めている場合において、その事業共同化等を実施している者以外大規模な当該事業の開始又は当該事業の大規模な拡大をすることがその事業共同化等の実施に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業の開始又は拡大をしようとする者に對し、その事業共同化等に参加し、又は事業の開始の時期、事業の拡大の時期若しくは事業の規模を変更すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度を超えないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、当該事業の開始又は拡大をしようとする者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

(税制上の措置)

14 国は、第三項第一号ロの政令で定める電子機器（電子計算機その他の電子機器と組み合わせた電子機器（部品及び材料を除く。）であつて、当該電子機器と組み合わせたと

とにより著しく高い性能を有することとなつたものに限る。又は同項第二号ロの政令で定める機械のうち、その普及を特に促進する必要があるものに関して、当該電子機器又は機械を使用する者に対し、税制上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会への諮問等)

第十五条 主務大臣は、次に掲げる場合には、航空機・機械工業審議会に諮問しなければならない。

一 第三条第一項第一号イ、ロ若しくはハ又は同項第二号イ、ロ若しくはハの政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第三条第一項の規定により高度化計画を定め、又は第四条第一項の規定により高度化計画を変更しようとするとき。

三 第六条第一項から第三項までの規定による指示、第十条の規定による命令又は第十三条第一項の規定による勧告をしようとするとき。

2 主務大臣は、前項第二号に掲げる場合においてその高度化計画がソフトウェアに係るものであるときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機械情報産業を営む者又は合理化関係機器を部品若しくは材料として使用して電子機器若しくは機械を製造する事業を営む者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(主務大臣)

第十七条 この法律における主務大臣は、第三条第一項第一号イ、ロ又はハの政令で定める電子機器を製造する事業及びソフトウェア業に関する事項については通商産業大臣とし、同項第二号イ、ロ又はハの政令で定める機械を製造する事業に関する事項については当該機械の生産を

所掌する大臣とする。

(罰則)

第十八条 第十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(中小企業信用保険法の一部改正)

3 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四十六年法律第十七号)」を「特定機械情報産業振興臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)」に、「同法第三条第一項第二号ロ」を「同法第三条第一項第二号ハ」に改める。

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、消費者側からの流通法規の見直しに関する請願(第五三二七号)(第五三二八号)

一、金属鋳業危機打開のための緊急施策に関する請願(第五三六二一号)

る請願(第五三六二一号)

一、消費者側からの流通法規の見直しに関する請願(第五三二七号)

第五三二七号 昭和五十三年四月二十七日受理

消費者側からの流通法規の見直しに関する請願

請願者 広島市矢賀一ノ五三二ノ六 宮内

真知子外九十九名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第四三九九号と同じである。

第五三二八号 昭和五十三年四月二十七日受理

消費者側からの流通法規の見直しに関する請願

請願者 東京都目黒区青葉台四ノ七ノ三〇

佐藤明美外九十九名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第四三九九号と同じである。

第五三六二一号 昭和五十三年四月二十七日受理

金属鋳業危機打開のための緊急施策に関する請願

請願者 青森県八戸市尻内町中崎二ノ一

三角末治外五十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五二二一号と同じである。

第五三七八号 昭和五十三年四月二十八日受理

消費者側からの流通法規の見直しに関する請願

請願者 横浜市戸塚区和泉町一、六八三ノ

一六 滝沢紀子外四十八名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第四三九九号と同じである。

一、消費者側からの流通法規の見直しに関する請願(第五五三七号)

一、金属鋳業危機打開のための緊急施策に関する請願(第五五八四号)(第五五八五号)

一、消費者側からの流通法規の見直しに関する請願(第五六七九号)

一、金属鋳業危機打開のための緊急施策に関する請願(第五七〇七号)

一、大規模小売店舗法等の改正に関する請願(第五七三三号)(第五七七四号)

一、ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願(第五八九二号)(第五八九三三号)(第五八九四四号)(第五八九五五号)(第五八九六六号)(第五八九七七号)(第五八九八八号)(第五八九九九号)(第五九〇〇〇号)

一、大規模小売店舗法等の改正に関する請願(第五九四六号)

一、ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願(第五九四七号)(第五九四八八号)(第五九四九九号)(第五九五〇〇号)

一、金属鋳業危機打開のための緊急施策に関する請願(第六〇一三三号)

一、ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願(第六〇七〇号)(第六〇八〇号)(第六一四三三号)

第五四八六号 昭和五十三年五月四日受理

消費者側からの流通法規の見直しに関する請願

請願者 愛媛県上浮穴郡美川村大川 正岡

早苗外百一名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第四三九九号と同じである。

第五五三五号 昭和五十三年五月八日受理

流通関係法規の規制緩和に関する請願

請願者 石川県金沢市片町一ノ四ノ一い

とはんジャスコ株式会社取締役社長 諸江賢二

紹介議員 安田 隆明君

ントをすでに超え五十パーセントに達するの同時の問題と想定される。従つて、ゴム履物製品については、現状以上の輸入量増加はなるとしてでも阻まなければならず、そのためには政府において、輸入規制の諸策を講ずべきである。

第五八九三号 昭和五十三年五月十日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県小都市三沢一〇一ノ五 城野清栄外七百八十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五八九四号 昭和五十三年五月十日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県久留米市上津町一、九五二ノ一 結城カヨ子外七百二十八名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五八九五号 昭和五十三年五月十日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県八女市本村一、〇四一 塚園久喜外四百六十九名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五八九六号 昭和五十三年五月十日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県大牟田市下白川町二ノ一二七 河野みつ子外四百四十六名

紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五八九七号 昭和五十三年五月十日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願(二通)
請願者 福岡県久留米市西町一、一八五ノ一 南フサヨ外八百九十名

紹介議員 小柳 勇君

昭和五十三年六月七日印刷

この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五八九八号 昭和五十三年五月十日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県久留米市本町五ノ三 宮崎隆外四百名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五八九九号 昭和五十三年五月十日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県久留米市野中町九四四ノ五 長谷川秀人外六百二十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五九〇〇号 昭和五十三年五月十日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県久留米市西町二九八ノ八 内田邦広外四百一名

紹介議員 高杉 迪忠君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五九四六号 昭和五十三年五月十一日受理
大規模小売店舗法等の改正に関する請願
請願者 東京都千代田区富士見二ノ一〇ノ一六 東商婦人部協議会内 渡辺敬子外四名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五七七三号と同じである。

第五九四七号 昭和五十三年五月十一日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県久留米市藤山町一、〇九〇ノ一 後藤正幸外五百三十八名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五九四八号 昭和五十三年五月十一日受理

昭和五十三年六月八日発行

ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県久留米市合川町一、一九一 佐々木健二外五百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五九七四号 昭和五十三年五月十一日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県久留米市荒木町荒木一、八八九ノ二 緒方利外五百十五名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第五九八八号 昭和五十三年五月十一日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県久留米市上津町一、七九五 野口マツヨ外八百八十名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第六〇一三三号 昭和五十三年五月十一日受理
金属鉱業危機打開のための緊急施策に関する請願
請願者 福岡県いわき市小名浜玉川町東三 四ノ四 杉山熊市外八十九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第五一一号と同じである。

第六〇七〇号 昭和五十三年五月十一日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県久留米市東櫛原町七七ノ四 真子勝外四百八十五名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第五八九二号と同じである。

第六〇八〇号 昭和五十三年五月十一日受理
ゴム履物製品の輸入規制等に関する請願
請願者 福岡県久留米市西町九一七 山本隆利外五百四十五名

紹介議員 桑名 義治君

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局